伊波比倍考證

口
廿壱
洋学文庫
文庫8
A 47
重文

近き頃諸国にて折々土中よりまれに古き
瓦を堀出すことあり是は多くは上古の
祭器にしてしかもひなびてさゝやかなる物のよし好古家
の賞する物にて時に取ても珍らしき物なり
人もさだめざりし寛政初年のころにやありし
東奥の一の関より茶碗を贈りしに茶碗が縁に
営びやしし吉川某といふものの語らく
あるは岩井郡山目村配志和神社の山林畠中

爰に又下々町なる驛中に住ある善吉といへる
男あやしの古きとくりの如きものを堀出せる
に異形の器にして世にいふ行基焼ともいふべき
ものなり今ハ里枕のごとく瓶まゝにくだけしが
但水を盛れハもくそ漏るとぞすてゝ残し時間とな
して取るもの三十年になりし翁ハ八十七さい
壬申乃秋公駕に陪して吾園のほとりを記
本郷にありしとありけれハ彼善吉が孫なる

しを語りて目のあたりにこれを一覧しけるに
奇異なりけれバ悦ひしまゝ京に再び其形を模写し
見分けり扨それより本府下にいたる道す
がら松島が鎮く塩竈の浦をめぐり一二三大
明神乃社家並塚要人といふが許に詣ひに
いろく物語ける中久しく其家に蔵せる
古き器残見せしが是もまた山自にて見へける
ものと同じ器なり始めてしりしハ口の方異なる

其形合く往古色あり世にめづらしくぞ覚し
奥宮城なる多賀城址のあたりにて堀得て
ありしとなり己に伝へし奥石川右京英濃の
かの銅にて作りしを見たりしも大なる
ものと同じきさまと思ひけるあり又国府の後上総
の海辺にて得たりといふ物を見たりしに是は厚手
にして形も稍大なれど正しく同器なり
また首清来庵不蔵の一器を見たることあり
また去る頃中村(ナカムラ)仏庵が蔵せる古き小壺を見たるに
且釈蕉中あれを鑑定して骨壺といひしもの
のといひしよしいひしがある壺さらずとも京なる
よりきたれは同じやうなる器なりやと思ひける又むかし
むかし僧録なる門人より見せずやきもの二小壺
を得たりしは極めて粗器なり即十二を得しのか
めなどいふ物より頃出たりしも人の居を取出ハ大小
の壺数く出河の辺にいでたりとかや何に

用ひしものにや知盛のつくばまてへ句玉藻といふ
こそみるに水一二合より三合入るほどにして入盛き大さの器
ありきぬ文村井古巌が蔵にありし図に記せるもの
すでに写しおきしをみて見しまでなり
古瓶といへるものにや古人が名もなしとて
守けはうれも亦同しいつ盛の勢なる盛しも
乃ごとく瓶が伝はりて今日まで見る事しらで果し
ていゑひ盛てといふものなるにや見る迄もしまでなく

珍く老後にもなぐさみにたしなみは無へきと記あるいつ
桜井の里なる坂口しる志くし丁丑の冬なる
らばもこゝ里なるよしあるへきよりなるへしを
こゝろして翁に伝ふればそれを翁光きの物とし
一覧しては見せんとしき事も思ひ残りしを見とめ
たりしもやこの後せられて持ちにも伝ひ伝ゆる
昔ひ伝へられしと云ふ芸家翁も年頃の秘を寂
つるの家の事に一旅ひ伝へ志をもしてこれぞ十古

乃器といひ且みき鑿うく詠ニ倍せし物とも
きこへ文翁が生出乃ありふ河しまれ出し家
なれば此のくも物もしとやりこ埋き厚情
猶するふ云葉ふ為し云ひよしく千載は一聚家
家の珍器となりしをも雀躍ふ堪さる余り
尚おくこれ我好古の人く此賢賞を受しふ
これまぶよ益くもあれいそひ益あらとかくさ
ささすよしも知りで空しく葬むる益を患

あふじしとぞひとく此器ハ代用ひられしよりかく
世に残りしたぐひしきはいしを知り得まりしく
識者ニ問尋ね諸書に考索しにて見出ず
我出為るところとなりし也
文化丁丑の冬還逆命ヰ翁騒客水消遣精舎に
於て録す

此器十八九年前奥列磐井郡西岩井山目村配志和大明神別當修験蘭梅山日光院ノ門前白鳥明神小祠前ノ畠中ニテ同處下ノ町住居善吉其地ヲ墾テ偶ゝ獲タリ

享和三年癸亥六月

同邑西巖記ス

文化十四年丁丑冬ニコレヲ磐水翁ニ贈ル今芝蘭堂儲藏トナル

齋戸（イハヒベ）大略圖

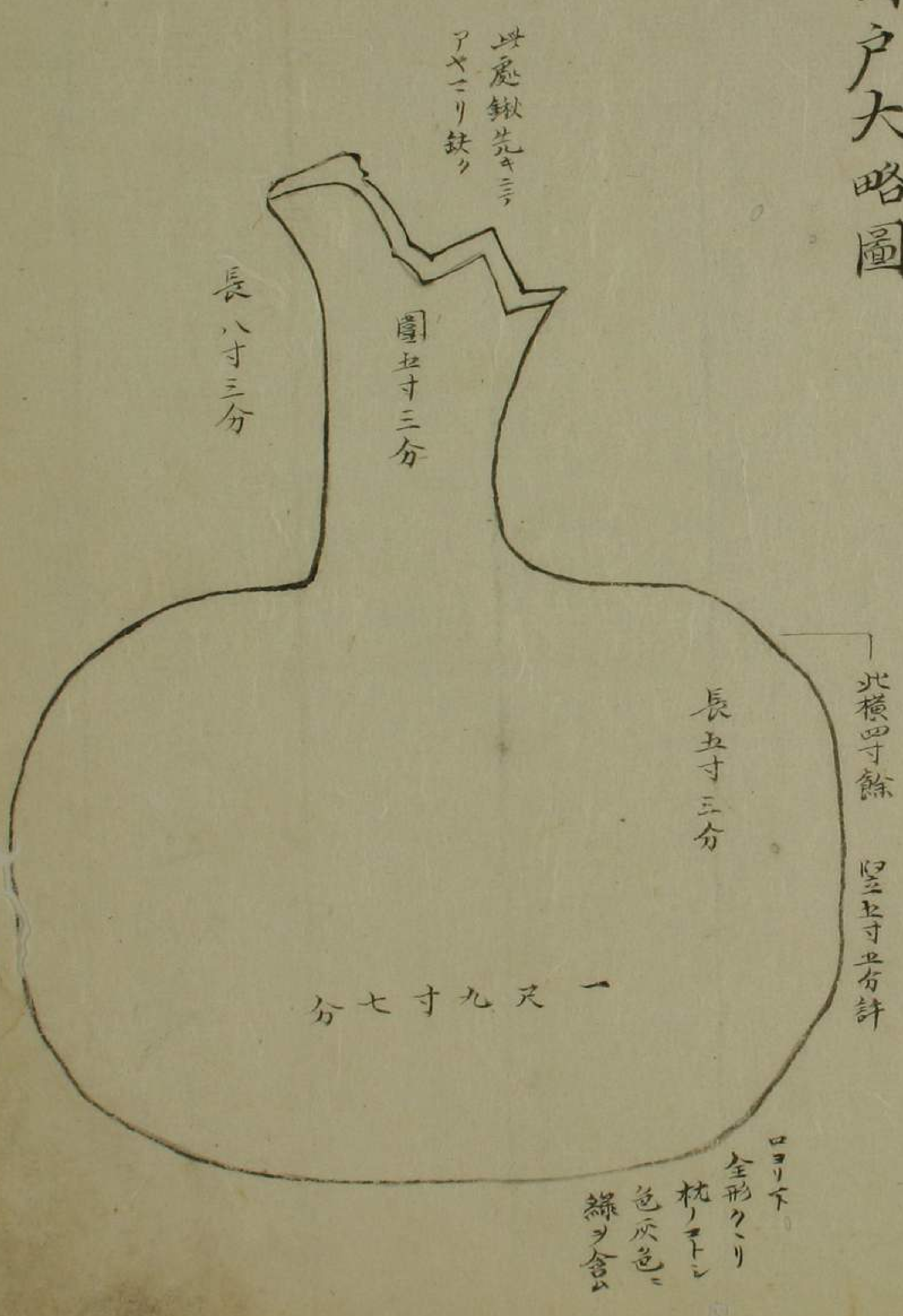

耳順の賀に此壺を
給ハすとて

千世鶴経くハ あまくても
こよひ
哉計寿久清き賀
君ゟ伊波比幣

伊波比倍考證

磐水　編輯

洞津　洽齋谷川士清倭訓栞 前編三 伊の部

いはひべ　萬葉集に斎瓮のことを多くよめり
瓮をいふ御諸をいつくとて枕詞よめり斎瓮を居ゑて
又斎瓮を斎ひほりすゑなとも見ゆ延喜神祇式にみえたる
同し神酒は甕をいふなり神祭にも延喜
陵墓よりも此器を掘出す事多し広く

伊波比信考證

磐水子編輯

洞津淡齋谷川士清倭訓栞 前編三 伊の部

いはひべ 萬葉集に祭神のさまをいへる哥に
尾にハ御諸をたてゝ枕邊に齋瓮を居ゑてと
又忌瓮を齋ほりすゑとある崇神紀の忌瓮に
同し神酒は甕なり側にも神祭りし遺跡
陵墓なとより此器を掘得る多し口廣く底

まろくてきわらず葦竹を地に鑿居ることなり
いまつ
日本記万葉集にみえたり日本紀に
斎字萬葉集に鎮斎などもかけりいはひまつる
同集に忌字などもかけり神を祭るこゝろ也
君が代をいはふにも山を忌ことも書を用る
なども杉をいはふといへるなり
神代紀に斎主神是云伊波比能紀に代々と云ひ
ふ人乃子孫とも見えたり生いはふ名本は斎宮を出たり

○いむ 斎忌を憚り敬しむの古語なりと云へり神代紀
に畏字を書りいむともいまふとも又ましふ友むなり
いむべ 日本紀に忌部を斎り祭神の具也
○今此世の人至や祝をいふは斎部ごとの義なり
佐前の忌部より出るなりその字を用ゐる○忌部は
氏姓天太玉命の後也三代実録に改忌部為斎
部と見えたり
いつべ 日本紀に厳瓮を書り見えたりいつべ湯津

といふと同し義にいふ高倍神も高皇なり釋
に土瓶也といへるは瓶にはあらず
萬葉集に何時邊(イツベ)とよめるはいつべに同し
いづ　皇代記に嚴をよみたり氣出(イヅ)の義なるべし
一説に稜威此云伊都(イヅ)といへり古事記にも伊豆を
出りと伊豆ハ嚴重の意　いつくしむ靈異記に
儼然をいつくしくとよめり・
△白石先生東雅

上古の時ハ地を掃ひ齋場を設けて神を崇き
祀る儀ありしを齋場ハ「ユニハ」なりといへり
嚴瓮(イツベ)　日本紀釋にハ凡イツベ祭神土器の総名也
崇神天皇紀の忌瓮(イムベ)も嚴瓮(イツベ)のことく註せりイヅと
いひイムといふハ共に詞也べといふハ器なり
○イムベヤキといふがことぎも即て忌瓮なり又すゑ瓷器をスヤキ
といふハスハ陶なりヤキハ焼なり
又日舊事記神武天皇紀天ノ香山の埴(ハニ)をとりて八十(ヤソ)

平瓮天ノ手抉八十枚ニ厳瓮を作り給ふ云々

又云べとは上古の俗瓦ノ器を呼びし也かの厳瓮を
瓮てイツベといひ忌瓮を瓮てイムベといひ大瓮を瓮て
ホノベといひ堝をナベといひ罐をツルベといひしごとき
皆是なり

又云土器カハラケといふは瓮なり又は笥なり古言ハ瓦笥
を盛る土を呼びて笥といひ又瓮ハ御汁を
用ひしものをいふ也万葉集に青丹吉奈良

といふを釈して或説に崇神天皇の御世に（甲）

第十代崇神天皇十年癸巳秋九月撃吾田媛之師ーー
復遣大彦與和珥臣遠祖彦国葺向山背撃埴安彦爰以
忌瓮鎮坐於和珥武鐰坂上則率精兵ーー

忌瓮與厳瓮同
イムベ謂祭器

ーー。神名式ニ和爾ニ坐ス赤坂比古神
社。通證曰鎮坐謂祭軍神、武鐰坂在添上郡櫟木村。集韻同埜ニ

右史徴ヲ抄録して謂す

（乙）
和珥武鐰坂ノ上ニ鎮坐せしし忌瓮ハアホニなりてし

青瓷（アホニ）奈良（ナラ）とあるといふ也と見えたり もし此説の
ごとくならんには我国の瓷器因り来る事既に久し
くして古の時より二をいひわけたる瓦器といひ
しならん然るにスヤキといふもののごとくにして淘汁（カスリ）を
用ひず云々

茂質いまひべといふもの多くありといへども其いはゆる
ざるとおひじに右等の諸説を見んで土中に掘出す物なる哉と
おくもの造れるものなるを試に年を経り又あるに人云いまひ魚

一對ありし沖手に借もしものとて見るにこれ一對組合やきしにや
其時の合せ目ありてげに志かるにや
或云此類の古器をスヤキともいふ古しへ淘汁（カスリ）かけしは古へ不知
久遠（カン）とのつるをまことなり古器となるスヤキなりクスリかけしや
といふ見やうにて淘汁（クスリ）にはあらぬ焼ぐすりの大概はよきふうにて
比クスリといふものに於て吹出せるなりクスリといふもの也純物
にあらばいおの沙石等をまじへりて極末とせし残器化りし
後に土中より出たるとゆへり焼あぐるなりしをとどむやそのする

土の内にも年歳の沁石を含ミ交りあるなりそが大氣烈
しきが為ニ吹出せるなりと磁器を業とし常ニ
作出る人の奔せしと在りすでに備前の忌部鏡ハ古来
すや記るなり此やきにハ此ぐまり吹出せるも多くあるにて
見る處なし

△滄海木内重暁曲玉問答　小槃石亭

或問　此頃目利講と號スル會アリし中ニ弄石家ニテ玩ブ
曲玉管玉ト云物ヲ出セル者アリ其来會ノ中ニ茶道ノ宗匠ナルヲ見テ

其ハ弟子ニ示していふ是ハ行基壺といふ者にて行基菩薩始
て陶器を製作ありし器ハ人骨を納め葬りたる器ニして
不浄なるものなり又是ハ居ル處にしとなり又骨董舗ノ一
苞苴ハいかなるものを渡りし其之郎鴻物ト呼で賓実
よりまれにそのうちて形を一様ならずして鏡と異形あり折々ハ
見ゆるなりといふ又傍にありし惣髪ノ人ありて同件
せしハ人に語るを聞ケハ是を上代酒をのミし神中に左ハ天
神地祇を祭りある物なり郎萬葉集乃歌の中ニ記ニハ

なりスヱヒと讀こあるなり實に千古の珍物なりとて
賞美せり云人の説雲泥お違ふ事也何とも是なる
虚説也
答曰世ニ勾玉壺ト呼ベルハ好古家ノ假ニ稱せし事にて
素より此壺の古名にあらず扨行基焼トいふも世俗
傳稱なる事なるが是ハ更ニ古を知らざる者の虚誕
なり行基始メて陶器を造りし事正史實録に無キ
而メ元亨釋書行基傳にも見えずて何の據なき事

なりといふハ行基ハ和泉國の||||||
茂質按ニ第四十五代元正天皇養老元年四月壬辰ノ|方
今小僧行基云々第四十五代聖武天皇十七年為大僧正（天平勝寶元年）
（天平感寶元年乙亥）紀ニ曰大僧正行基和尚遷化ハ和尚薬師寺僧ハ俗
姓高志氏ハ和泉國人也ハ和尚真粹天挺徳範夙彰云々於諸要害
處造橋築陂百姓至今蒙其利聖武天皇甚敬焉云々ト
生しにて其ハ遺跡家原寺あり攝同國陶山陶器村あり志
ければ是より附會をなしたる雜説なる應し　此

陶山ハ最古キ事ト知らる既ニ舊事記ニ茅渟縣（今和泉ニ属ス）ニ大山祇トいふ神陶器ヲ作ルト見へし是也これ陶山陶器村の名ヲ命じしある根源なる處し其地より幸強して行基燒トいふる事古来傳説あれと無稽のる事也又陶物を目利しある此説ハ我邦の古をしらぬ者の説ニして唯形ト土乃せいニて云へるなり取ルニ足ラズ論ニも及ヌ事なり其ニハホリスヘ皆鑒定しある人ハ是いにしへを知ルにその地掘出乃假初ニ曲玉壺ト名ルもの二三ヲ其得

ニ取出し曲玉管玉臼玉彈丸或異状ノ金具（上代用ひし物ト見ゆ）等なとが故なり夫より以来十ニ八九ハ空虚ナルモノ多し近年諸國よりも此類得ては異形ノ陶器を掘出すなり其形状大小ニ各等しからず其多くハ底丸し平ナルものはなし或ハ底なきものあり又口無キ物ハ半體の物ある十口のものあり此皆上古神事祭祀ニ用ゐし者なるべし今の人のなすを以て上代往古の事ヲ後の世より測り知るべからざる事を爰ニ其事跡を挙く是等を以て其古俗

を思察すへし是をもつて好古家の考證一助とする

まて盛りけり

○古事記曰櫛八玉命作八十毗良迦

○日本書紀曰神武天皇巻天神訓之曰ーーー平瓮此曰毗羅介

并厳瓮ーー祇ーー 嚴瓮此曰伊都背 ーー 手抉此曰多衢餌離 平瓮釋日本紀曰

薬方按之平瓮ーーー安置之

按するに瓮、厳瓮、手抉の形ありしかは知るへからす厳瓮は忌瓮と

同しく神に奉る用の名なり今備前国忌部にて陶器を焼出す

是忌瓮の名より出たる此名なり此陶器に古代のさまを残せり

手抉ハ考ふへき所なし推量メイハバ手にて作れる壺なるへし

△弘賢曰手抉ハそのカハラケの手にて作れるなるへし春日社にて神供を

納むるに用る所の手抉之メクジリとてロクロを用ひて手に

て作るをいふ　文化十四年二月附札

○藤森弓兵政所記曰奠物用土器平賀、手窪、小壺の三品

所謂深草土器是也深草なとは伏見にちかし伏見ハ古来

備見村にて昔より陶器に由あり

○大和春日社神供器 有都久至年加高坏而少異以天香山土造之。○同社供神酒。有陶器。

○山城加茂神宮。神供器。名盆賀。

或ホンカハとも少こふ古名なるを爲ありしばさぬるも形をお偲はるて用るなるべし

○大和畝火山口坐神社式。此山の巖石乃間より古陶器を出す 岩堅くして今も取出るものの稀なりと

同神功皇后陵

○和泉國仁徳天皇陵乃廻りに壺を並べ布なり

○備中國下道郡南山の古墳にも壺を並べ布なり中に底なき者もあり土人是を千壺といふ

茂賀抄に以下の二説淺草村井古巖が廟陵墳物図といへる冊子に図説を出せり備中南山の古墳は河部の澤より十三丁南にあり今考るに此墳高さ七間半頂ノ径六間中壇ノ廣サ一間半周二百四十歩塹の深サ六七尺土崩レ埋ミテ水なし塘の高サ六尺小判形の如し周四百歩余所々瓶を布り土人千壺と呼ぶ六七年以前迄ハ六七百もありし

口ノ径八寸高一尺二寸スヤキにて色くろき古之図の如くなるも
あり中に底乃なきもの也仁徳帝の陵も是と同じく
但瓶ノ形と色とハ違へり本書に詳なり参考可
有し

○出雲國造神賀辞曰。伊都閉黒益。古ハ土器を皆閉ベと云
天能瓱和尓齋閉許母利臣 祈年祭祝詞曰。
瓱閉高知瓱腹満雙臣 瓱ハ酒を醸スカメ也古ハ酒を醸
しなる瓱なりし神に奉る故に斯くいふなり

○萬葉集ニ哭澤之神社ニ三輪居。又祭神歌ニ齋戸乎前坐
置。又齋戸乎齋穿居。などと讀メり皆同じきなり
○日本書紀第廿二代雄略天皇紀曰。十七年癸丑。春三月
戊寅。令土師連等。造清器。同丁丑朔戊寅。詔土師連
使進應盛朝夕御膳清器者。於是土師連祖吾笥。仍
進攝津國來狹々村。山背國内村。俯見村。伊勢國藤形
村。及丹波。但馬因幡私民部。名曰贄土師卜部トアリ
今此子孫。伊勢一志郡上野村ニアリ又土師住ト云地アリて

古陶器ヲ堀出スるあり土人ハ黒土ノ御器トいふよし
實録ニ出たる様のあやまりなり
△茂賀梅ニ丹波亀山も甕(カメ)山なりしハ正しきにや和名鈔ニ丹
波ノ国桑田郡ニ土師の名も見えけれバなり又国々ニ亀岡(オカ)亀田
亀岸などいふも亀にてはなく甕を焼出せる
地名なるへし平賀をいふ在名も瓶(ヒラカ)なるへし
(松平)芝陽の傳ニ丹波ニても所々よりヒラカイハヘの類を堀り出せしと
なれハなりとこれ愚考ニ及ぶ所なり

又本田氏の説ニ因て史徴雄畧紀を閲するに従、通證曰凡飲食
御器、以土器為貴、陶器為清、此遺風耳、○神名式ニ能勢郡
久佐々神社○通證曰神社今在宿野村、村民今猶作土盤(カハラケ)、
○倭名鈔、綴喜郡宗智、○祐之案、伏見北、深草地、今造土器蓋
其遺、○通證曰今属志志郡、土人云、間掘古陶器於田野、
○倭名鈔、天田郡土師、○倭名鈔、出石郡埴野、○神名式、因幡国高
草郡、大野見宿祢命神社、○漠按、垂仁天皇、次野見宿祢爲
土師、則疑、高草郡、當時造陶器之地、

以下茂質抄録

○神武天皇記　乙卯九月條

是夜自祈而寢夢有天神訓之曰宜取天香山社中土以造天平瓮八十枚并造嚴瓮而｜｜｜｜

釋曰。穿方案平賀者盛供神物之土器。今世伊勢太神宮御殿下多以安置。或説諸神參候神座嚴重義。瓮者土瓶云云。凡嚴瓮者祭神土器總名。

敬祭天神地祇云｜｜｜宜今當取天香山埴以造天平瓮而祭天社國社之神矣

於是天皇甚悦乃以此埴造作八十平瓮天手抉「釋曰。穿方案。天ノ例文。手者以手作土器義。○通證曰。手抉以手指剔抉也」八十枚嚴瓮而陟于丹生川上｜｜

「通證曰。丹生川源出自吉野山遠丹生社前流入宇智郡者」　用祭天神地祇。則於彼菟田川朝原譬如水沫而有所呪

著也ーーー天皇大喜。乃抜取丹生川上之五百箇真坂樹、以祭諸神。自此始有厳瓮之置也

通證曰、後世軍陣出門時、必設備此物、以禮奈神祇。謂之厳瓮之置也。

△茂質曰、厳瓮の置、後世軍陳出門の時、設備ふといふ説ハいつより何乃時起れるにや

古史徴抄録

萬葉集 巻三之下巻九及巻十七之上巻二十上 伊波比倍と讀て

へのよし長短歌五首 橘千蔭ヵ略解より抄録す

大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌 佐保大納言大伴安麻呂卿の女にて旅人公の妹也

久堅之、天原従、生来、神之命、奥山乃、賢木之枝爾、白香附、木綿取付而、齋瓮乎、忌穿居、竹玉乎、繁爾貫垂、十六自物、膝折伏、手弱女之、

ひさかたの、あまのはらより、あれきたる、かみのみこと、おくやまの、さかきのえだに、しらかつく、ゆふとりつけて、いはひへを、いはひほりすゑ、たかだまを、しじにぬきたれ、ししじもの、ひざをりふせ、たをやめの、

押日夜懸、如此谷蒙、吾者祈奈牟、君爾不相可聞、

おもひよりて、かくさこも、われはこひのむ、きみにあはじ、とも

神の命ハ大伴氏祖、天忍日命ところ神の命といふをさして

天神を祈ひて呼ところ志ありて枕詞いはひ為て底瓮也、

紀、嚴瓮(イツベ)忌瓮(イハヒベ)など見えたる忌ハ古へ土を堀りすゑ

かめを土にすゑて醸せし神にまつれバ祈りたまへ

とかく我玉を玉に緒を貫て小竹にさせる志でハ然して竹

玉の緒を多く繁につけひて古事記ハ小竹葉ヲ結河比賣

のすゑへおすしくて神寿(ウダ)に於須比(オスヒ)をもいますことにありなれ

是ハ男の服なりけり記意須比(オスヒ)之襴(スソ)に月經(ツキ)著けりとあるハ此ぞ

なるにて式太神宮儀式云、帛意須比八條、長二丈五尺、廣二幅

とありいとひハ諸衣のうへよりうちかけて古しへ上に裝し彼のおひ

なむのなに牟ハ辭にて、あしびとこひのむといふを同しく、こひのむをこひ

のむといへる例集中に有り、かくてかくきこゆるをはくし

祈ありて遂にあはさらん人なといへるなり、齋ハ齋の誤、祈奈牟の

祈を、祈乃誤也

反詞

木綿畳手取持而如此谷母吾波乞嘗君爾不相鴨

ゆふたゝみてにとりもちてかくだにもわれはこひなむきみにあはじかも

木綿とは織たる布をたゝみてあはさげて神にまつる也

これは祝詞にあらはさでみのたに清て鳴ふべしもなきかもあ

かみをも同じこゝろのもの也嘗は借字

右歌者以天平五年冬十一月供祭大伴氏神之時聊作此歌故曰祭神歌

巻四の古歌に郎女初穂積皇子にめでられしが皇子薨後大伴宿奈麻呂の妻となりしに坂上大嬢子を生みたるが後は宿奈麻呂が田村の家にて住ていた坂上乃家に住しをれば時々の祈なりしやあるらむ

○石田王卒之時丹生女王作歌一首并短歌

今本芸の字脱たり目録には丹生王とあり二王ともに傍しれど

名陽竹乃十縁皇子狭丹頬相吾大王者隠久乃

なゆたけのとをよるみこさにつらふわがおほきみはこもりくの

始瀬乃山爾、神左備爾、伊都伎坐等、玉梓乃、人曽言
はつせのやまに、かんさびに、いつきいますと、たまづさの、ひとぞいひ
鶴、於余頭礼可、吾聞都流、枉言加、我聞都流母、天地
つる、およづれか、わがききつる、まがことか、わがききつるも、あめつち
爾悔事乃、世間乃、悔言者、天雲乃、曽久敝能
にくやしきことの、よのなかの、くやしきことは、あまぐものそくへの
極、天地乃、至流左右二、杖策毛不衝毛去而、夕衢占問
きはみ、あめつちの、いたるまでに、つゑつきも、つかずもゆきて、ゆふけとひ

石卜以而、吾屋戸爾、御諸乎立而、枕邊爾、齋戸乎
いしうらもちて、わがやどに、みもろをたてて、まくらべに、いはひべを
□
居竹玉乎、無間貫垂、木綿手次、可比奈爾懸而、
すゑ、たかだまを、まなくぬきたれ、ゆふだすき、かひなにかけて、
天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅
あめなる、ささらのをのの、ななふすげ、てにとりもちて、ひさかた
乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎、高山乃
のあまのかはらに、いでたちて、みそぎてましを、たかやまの

石穂乃上雨、伊座都流香物

いそのかみふるといひそめつらんも

あゆふみのさふつらふ枕詞ハ、とかくするも子ハ、紋のめくるや

ふるをいふさふつらふも歌の事なれハ、くるまとしき、

なふ君もやみちハんい、なくの枕詞歌さびかなしきいまもそれハ

みやよりて即歌を奇をもて、酒餅の薬なるを歌さび

せんとていつくれすしまそていふ也、又つゞきハ事告る文の

使をいふそのもつゞきをいふをハ皆さく説あれど、さぶ

あしびき、また海とみちのく、男めの声さへあるふ

づゆといふものをかくみふおくる事まで、ふ桃生（モノフ）郡玉造（ツクリ）

郡あるごの山まてハ歩ふ書る事まて、あつき紙を折て

綴ぶさる廿枝ばかりもて、其綴ハやしふるくつるの扇を

しるしを国人の絵をきらりとしつめ、な絵をまや

く村井敬義のみちのくへ行て取りし時、其綴ひさる紙を

見せて志かるくれるとなつ、はかしくかもしわざまやあり

れまふかまづれハ流言、まがしごとハ横言之宣ち云まぐく枉ハ狂

の謌みえくハたまこそとらむべしとらつりハ此つるまでもハそ
へさる詞あるべくハ老立遠隔乃極までたちくべのきりみと
訓り式祈年祭祝詞に天能壁立極国能退立限とい有
遠く隔れる道を夕けといひハ名有るのたぐふものあり聞る
かくいへとも其石くらハ石を踏てふかるといふ京行紀伊峡大
野に在らぬかといふハそ礎の石を柏なかして挙んての
のたまひて蹶さきらふ時柏の如く大磐にあらぬからと
名を踏石といふなりしゑさて此句の下に書る七言二句

落る兎みもろをとそて神の御室を荷置之らも
竹も生安毋間るにあらぬ例にまりてふかとるまも去多
さらのを野ハ老十六ゆも見なるめさらのを節とたらぶや
かくとしてみえく見ぬまつる笑有といふ説の有し
なる人昭大神の地名なるんといふて可校考べし七八多く
枝の分きをいふ謌とえしく此等をいふるのと室
云ニハなくかまけと訓直し策中みちのくのとふの
そすごしあくみこそのめる七ふすく七節の義之を

それハこの枝葉を申すなる、大祓詞に天津菅曾とて、
菅麻とて菅根をもたちて末をもかりきりて八針に
取さく、なまとみのけげをさきまいらするをも河原に
云くハ海る錦をて根の根さも引てしみそぎせるやとせずて
神の御心之ハ高山のことハ墓石をいふ

反歌

逆言之、枉言等可聞、高山之、石穂乃上爾、君之臥有、
およづれのたはことかも、たかやまの、いはほのうへに、きみがこやせる

この歌に於余頭礼枉言といふハ、其外枉言事ども
およづれの逆言をさまざまあしらへるをハ是らし天
智紀妖偽の字をおよづれとよみたり、字も其るかる
まづしハこのよを枉ハ狂の誤なるべしといへり、其もハ何
とせんかの言之

石上、振乃山有、杉村乃、思過倍吉、君爾有名國、
いそのかみ、ふるのやまなる、すぎむらの、おもひすぐべききみならなくに
本句ハ山邊歌、すべきといふ言を序のこ

右巻之三下四首

天平五年癸酉遣唐使舶發難波入海之時親母贈子歌一首并短歌

續紀天平四年八月以従四位上多治比真人廣成為遣唐大使従五位下中臣朝臣名代為副使判官四人録事四人云々同五年三月節刀を授四月遣唐四船難波津より發るよし云々此人このくらゐ母の家なる歟

秋芽子乎妻問鹿許曽一子二子持有跡五十戸鹿兒自物吾獨子之艸枕客二師往者竹珠乎密貫垂

阿きはぎを、つまとふかこそひとりごにこもてりと云、かこじもの

わがひとりこのくさまくらたびにしゆけは　たかだまをしゞにぬきたれ

齋戸尓木綿取四手而忌日管吾思吾子真好去有欲得

いはひべにゆふとりしでゝいはひつゝわがおもふあこまさきくありこそ

奴者多本奴去古本　元暦本奴を好に作る方よろし

麻もこ子一つ二つとむすびたるなり、何もいくらも貫きたれと云

垂る意なり人丗事句にてこゝろざし、宮もと云好去の去の字は

銭の音なる和に除て出るのとふかく、後ハまさきくありこそ
と訓む外なし、字ニ泥むすなかれといふ也、

又歌

右巻九 一首 畧

大伴宿禰家持以天平十八年閏七月被任越中國守取七月
赴任所於時姑大伴坂上郎女贈家持歌二首

續紀天平十八年六月壬寅家持を越中守と為たまふとあ
る、紀ニハ九月ニ閏ある、

久佐麻久良多比由久吉美乎佐伎久安禮等伊波比倍須
恵都安我登許能敝爾

くさまくらたびゆくきみをさきくあれといはひべすゑつあがと
このべに

忌ひべを等故敝尓須恵てしあれば床の方へ
古へ旅立る孫の床を斎つるなるべく中我床の辺
をいふなれば旅立る人の妻或は親しき人其床に斎
ひ置てまつりてしかくいへるなれ

伊麻能其等古非之久伎美我於毛保要婆伊可爾加母世
牟須流邊乃奈左
いまのごとこひしくきみがおもほえばいかにかもせんするすべのなさ
君が後に見むといふ意之今かく思ふるごとくならばお
れて後いかならんと云るすべなくハせんすべなくに同じ
右卷之十七上一首
追痛防人悲別之心作歌一首并短歌
天皇乃等保能朝廷等之良奴日筑紫國波安多麻毛流
すめろぎのとほのみかどとしらぬひつくしのくにはあたまもる
於佐倍乃城曾等聞食四方國爾波比等佐波爾美知弖波
おさへのきぞときこしをすよものくにゝはひとさはにみちてはあれど
安礼杼登利我奈久安豆麻乎能故波伊田牟可比加弊里
とりがなくあづまをのこはいでむかひかへり
見世受弖伊佐美多流多家吉軍卒等禰疑多麻比麻氣乃
みせずていさみたるたけきいくさとねぎたまひまけの
麻爾々々多良知禰乃波々我目可礼弖若草能都麻乎母

ましくたらちねのはゝがめかれてわかくさのつまをも
麻可受安良多麻能月日餘美都ゝ安之我知流難波能美
まかずあらたまのつきひよみつゝあしがちるなにはのみ
津爾大船爾末加伊之自奴伎安佐奈藝爾可故等登能倍
つにおほぶねにまかいしゞぬきあさなぎにかこととのへ
由布思保爾可知比伎乎里安騰母比弖許藝由久伎美波
ゆふしほにかぢひきをりあともひてこぎゆくきみは
奈美乃間乎伊由伎佐具久美麻佐吉久母波夜伊多里

なみのまをいゆきさぐくみまさきくもはやくいたり
弖大王乃美許等能麻爾末麻須良男乃許己呂乎母知弖
ておほきみのみことのまにますらをのこゝろをもちて
安里米具里事之乎波良婆都ゝ麻波受可敝理伎麻勢登
ありめぐりことしをはらばつゝまはずかへりきませと
コ〇〇〇
伊波比倍乎等許敝爾須恵弖之路多倍能蘇田遠利加敝
いはひべをとこべにすゑてしろたへのそでをりかへ
之奴婆多麻乃久路加美之伎弖奈我伎氣遠麻知可母戀

しぬびたまのくろのみしきて、なげきけるをもちあもこひ
年波之伎都麻良波、
むはしきつまらは、
天皇の遠のみかどにに、老去ふもあらくろ、あとこまとる
ハ異国の賊をのがるるの、老ふふれあるまをあつくしいるか、
あさくのきハ賊を押へ防ぐ城といふ之聞しるてもて
志ぬしめすをりく同じ、意ろて、下の四月の国へつでく
あつまをのこハ、友能ふ安多麻乎等級をふめり大志ふ

同じ子之續紀景雲三年十月の詔曰東人波常尓云久、
額尓波箭波立止毛背波箭方不立止云夫君乎一心
乎以天護物曽云々老十八かつり見ハセしもとそ、
节下かしりふまりやかつり見なすとてもとしもめり、いく
さハ射合るる箭といかるにて、矢射る人をまいふつを
とめハ兵器ろろとてその箭とる人をまつもあてハあ
めし、ねぎらひハ労ハ退ける之ハ老ハかさるまでも
福旦勝、母のめしいでハ、母ふ辭しかて見申ふるのなさ之、

書なもまうぞハ不絶之月日をふて八雲へつゞき
あしかちる梓弓まいまうぞ志てぬきをもいひてかいら
ぢのふかちなしハかこハ水手之かぢ引なり、書二行毎
のおぢ引なりてといつハ引たるともいふ、あるとと
ひハ誘之天ざ防人をさして、いゆきさぐくハ難語さ
くぐこハ磯伺岩根木の根ふをさくくことハ如し、みさ
とのまへ又ハまへ〱ぞ同じ、あり兔がつりハ立て行
廻り之言也下波め々本海巾作、文字本ぐ依て段へ

まのぞてハ突あ多くと同し、いとひべハ廟麗之とこぐましらふ
てハ巻十七にも、椋の男がさきくあれといはひべすゑ
しつおが床のべにまもりたり、椋ぶる詠の床を斎
ぶハ古し人の常之式なるにてとも見えたり、待かも恋ん
といふ句へ帰てかくべし

反歌

麻須良男能由伎等里於比立伊田旦伊氣婆和可禮乎
乎之美奈氣伎家牟都麻

ますらをのゆきとりおひていでていけばわかれをおしみなげきけん
つま
等里我奈久安豆麻乎等故能都麻和可禮可奈之久安里
家牟等之能乎奈我美
とりがなくあづまをとこのつまわかれかなしくありけんとしのをながみ
さてはゆきまん年の久しければ妻とわかるゝが悲し
くるしかりん人をいふ之
右二月八日兵部少輔大伴宿禰家持。
右巻之二十一首

茂賀右の諸説を採録して古哲を撰ての旨ここに出す
器スヤキありしは古しら紀あるのしを取りし橋
八玉倉八十毗良迦（ヤソノヒラカ）を作りし記を擧して
神武天皇天香山の埴（ハニツチ）を取て天ノ平瓮（ヒラカ）厳（イツ）
瓮（ベ）を造りしや此ゆゑにそれより奈良の朝の比
までかくありしとかゝれば其代し此用ふ
あそく宮古に至り撰ひ扁り焼きもせしとみえ
ゆゑにこそ国しかなる也のおとしなのきかも陶器

あれ倭名類聚抄を閲するに駿河國安
倍郡に埴生(波尓布)上総國埴生郡埴生又埴石(ハニシ)美
濃國池田郡に壬生加茂郡に埴生伊勢國飯高
郡に丹生(ニウ)上野國甘楽(カンラ)郡に丹生若狭國遠敷郡
に丹生(丹尓布)安藝國山縣郡に壬生(ニウ)(又作刈に丹生も壬生とし)土生(ハブ)京
同じ名なるべし忌部(インベ)は即ち忌瓮(インベ)を焼きたる田地
なるべし出雲國意宇(オウ)郡にも忌部郷あり又備前
國邑久郡にも忌部郷ありスヤキの器(ウツハ)作りて

其名に負ひしをイムベヤキとは稱せるなりこれを焼きて
職業とせしものを土師(ハジ)と呼びしなるべし
此名も諸國にあり備前國邑久(オホク)郡に土師郷丹波天田
郡に土師郷和泉大鳥郡に土師(ハニシ)之郷(波爾之)等和名抄に見え
大和國にもあり此郷あるやさらに垂仁帝の頃より
ありて野見宿禰土師(ハジ)の姓賜りしより其職
按第十一代垂仁天皇三十二年癸亥秋
始代殉以埴輪○以野見宿禰為土部(ハニベ)紀曰

秋七月日葉酸媛命隕薨有日爲天皇詔
群卿曰從死之道前知不可云々野見宿
禰進曰云々今將議便事曰奏之則使者
喚上出雲國土部一百人自領土部等取
埴以造作人馬及種物獻天皇云々仍號
此土物謂埴輪亦名立物也云々天皇厚
賞野見宿禰之功亦賜鍛地即任土部職
因改本姓謂土部臣是土部連等主天皇

喪葬之緣也所謂野見宿禰是土部連之
始祖也○祐之按土部郎土師云々野見
宿禰者出雲國人也系曰天穗日命後菅
原氏祖有云々之事奪當麻蹶速之地悉
賜野見宿禰云々
按ふ野見宿禰出雲國人にして野人の土師を立ひ
しハ彼意宇郡忌部の土師等なるへし
祐之ハ因幡高草郡なる氏としとの考まふ氏ふ為列

貝原氏菅公の事蹟を録せる書中に土師の姓は
菅公の祖先野見宿禰に始るなり垂仁天皇
の御時までは古風尚殉りて葬礼節なし人
死れば多く殉葬す時に皇后崩じ給ふ野見
宿禰奏曰殉埋の事は国を害し人を剥する
仁政にあらずとて土師三百余人を召して自ら領
して埴土をとりて諸物の形を造りて奉る帝
甚だ賞感ましまして是を用ひて殉人に代らるゝ事と

なりしによりて土師の姓を賜るといへり
後大和菅原の里に住せられしより土師を
改て菅原の姓となる是れ光仁帝の御代也
又按に和泉国陶器村を和名抄に出せる須恵陶
なるへし備前国邑久郡にも此名あり同列南山右
横の土器なれども此須恵忌部等にて焼たる也
筑前にも陶の地名あり されば姓氏に陶ありこれ亦
いにしへのヤキモノしたる地より出たる名なるべし

訛なれども云来りといへる村名は殊に多かる之前に見
出雲の國にも播州能登郡宿禰村山城國綴喜郡
宇智に備前の小保子の地に尚土器残れる蓋其道
なりけり並ひ今なる所に又なかりける岩尾
の類ともなく少しして諸家にてスヤキの器を掘出せ
を云ふなりしも猶しく出る所もなりこゝに
あらし其のや記物せしの地なるべし與州津
経のかめ器といふ所まて行く地を掘れは所としても

鉄揆しけるスヤキモノ出きたりけりしと又此素焼まて
も無し土中よりスヤキの瓶等の類掘出せよし
素焼まてもこれをベンジといふ也越後の古きに松家の人
これをべにバチといへりとぞ今の小坂東カラトの素地
みえて貝家の土鍋にて今もなやきの土鍋を作りて
用ふる所にもその所をレウトイウとつなかれハ鍋壺
といふなりて即鍋と作る土残なる所の地名なり
丹生埴生とぞ似し名はたてより後世る鉄鍋
のゑきろ

並びに磁器（セトモノ）を用ゆる事ハ極ゑんの志なりけれハ無へ
て用ひず取てつかふ人なれハ取ひて指ひおとす
ることなり然紀方ことに古風の存したることハ於て久
しくまもしらるへし古ハ神に清事てなり
今の世も神に供ゆる器ハ皆土器なり又服事
に供ふの食事用ゐるの器ハ土ケを用ひ来るに
公の古礼にゝるなりと思へる公卿堂上の方
しハ皆磁器を用ひめることいへるも皆古の遺風
なるべし主上の供御も必ず漆器までにてある
まじきと知らるゝにても清く古の事を
推しはかるべし人世飲食の事あれハ
これを始じぐとの又これを盛るの器なくては
なるまずこれをとめるものは道さまらせて茶なの
器にせとを用ひしかとも是れもむかしハ無也
けど始じ此器なりけれハ為の遊をとりなりと
されども世に銅鉄ありけれず又是を取りて

薬を作るにつきての心得ず又本を撰て人の
験しのもの此作るに付き乃るぎなども尚知ら
けねば生えやきも此あるすなきといふの智を
生じ得りて知られ多きされば之にれに志り
まづき土を示しふ恐びありて。博あふやき
これのなざ知らけるれうしてあ於四
御つる薬を用ひたるしを数百年の
間に知られ御げありしといふべき

これにあらず衛しく此知らけて法蔵の法
も修え又渡して未だしも数多ありけるに
食薬といふすなはちれなるずものの
法器具製法生年く年に
なるごと衛し打ふ不道中古よりもの
世にありしらこれ斜に出すことも打ける盛
のしざる精工合し偽れり於二三百年のさい
い世の今年とされるの昔後にこそ其の事

かしてあらぐくしくいふともかならず世の人
くみえる事あり志あれども其の外にさいく
為なる人ゝは常生ミの匠史好女子の好き
何の無くもあらで世ゝ。都（都鄙）ともふかくあし
そのとめがく年移り行ゝ従ひいやがての奢
侈の心をもゝ生じてやまずおのくの屋ら
あかれはゆゑひ為ていつるゝ古への神ゝみさ
借へし者なりけるは一家をくみくも我上古

乃簡古質実にしてこ繊倹約ふふずまめくあて
其思ひあつまず至りし寡をまもらんくし世の業を
る質朴なる古俗を観感し当今の首
事軽ひ俤りくる太平の御代にむかへる
あるの疑をさ我仰ぎ戴ける乃ゝ徳を玩
其の一異とあすみちあらんに師走の其之
志にかまる附記ぬるて志にを列

蒔絵之事 [illegible] 無上之補ニ 匂袋壺
半し乃岩槻平角し [illegible] 柱
[illegible]大なれハ小一斗余入 壷京都[illegible]
[illegible]節 [illegible]
丈ケ[illegible] 木内小蝶 匂玉[illegible]
[illegible]
[illegible]

丹波[illegible] 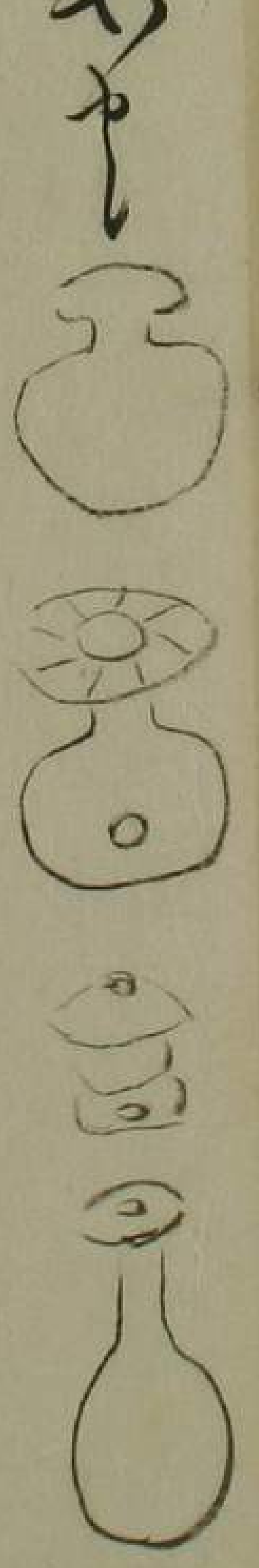
山四[illegible]底到[illegible]山
[illegible]
四五寸 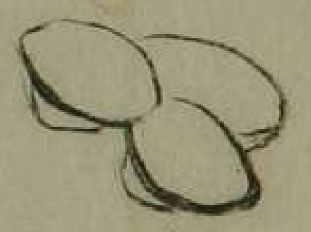 [illegible]
以前話[illegible]
○木内氏由良問答ニ話図を写して谷川氏匂玉[illegible]
と合冊す 家蔵あり
○村井古巌廃陵墳物話図一冊中ニも壷の図[illegible]

甕滄漫録中ニ少已ニ収入ス

○霜月某日同穂の一器を佐ゝ木子ゟ寄ゝ贈ル 村井

吉山殿筆て図せる物ニ同し形也但古色ハなし

○屋代翁池花両寅ノ二月五日一見ス但右同じ二年神宮氏

花押之令ゝ同形の物ありと二泉形突ありて之乞色

出ス所ニ以ぶ数ゝ雑泉ヲ調ゝおふ形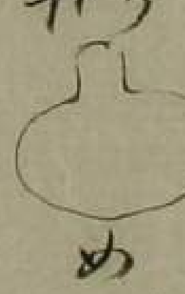のさゝ似して巨大小ある

形も入ゝ置き不ある

○中津の處士神谷名（今源内）義格出す物ニ古色之下ニ図ス

○本府濱田宣済も一顆花押を出すかし是志田郡

松山ニて一農夫堀出せる物のよし二顆有りし

内二顆を鋳損し一ツを今所ニ一箇銭請ひ得しと

息進（スミ）の話なり　今より七八ヶ年も已前の事なりとそ

此経ニ沫潤ゟ有 蓮ヨリ如ク[illegible]
柳ニ倣テ[illegible] 唐物ノ情ニ[illegible]
以[illegible] 殊ニ[illegible]六老僧一体ノ居
[illegible] 盛[illegible] 再ニ[illegible]
[illegible]一字人 古瀬ナリ 法[illegible]
中古ハ京焼 宋元ノ[illegible] [illegible]
ノ分座人ノ[illegible] 六七百年[illegible]
名[illegible]

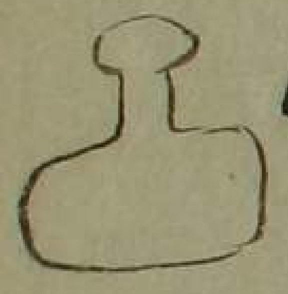

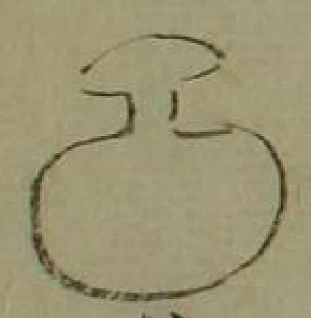

出[illegible] 宋元之古[illegible]

探り丹波船井郡八木村城山にして取合
古句縁壺を入堀を左溝松同砂切、
百年ハ瑄年中松之作寄事流之一貫
文斗宮光し古壺也ふ宮居
以当し茅房人花瓶之細し白小様あり
楓天寿山ハ合新し宮我陶器金新ゑ
錦し皿松我小宮居一昨年より白塚
宮居も小様ゑあり以当し大極ある

法利或ハ一升之内給し東み文字もし
楓枝之陶器一式和白事土流之以様之絵
以返定んてし唐我新之絹本事多し
古至以様和漏しふ之又しも寸足ある
しも村以無紙茶しも未中以定居
ありし讃册て楊器百器ゑ椿本なり
二以日楊我ふ合て蕎只様し一つ葉蔵
堂敷ゑ和家経之大極和之なる

しらん千年の器として傳る寓然
村公子の宗にして其も今京二京好にして小
大様にてハ御預宗和に御見る録別分
而して匂沙無き支長升庄一宗ニ而御送りやし
銘翁親乃殿一寺にして孝経一帖突趙
三千時序陶器古京に於て法律是又十七
唐代五子主京山寺の治好新無可
右しらすにハせし多亀但め亡申し候

也称之し紀来画序ラ御し五内如含
し即ヨりして剋くし
墨長廿又七

中津藩人
神谷久藏所藏

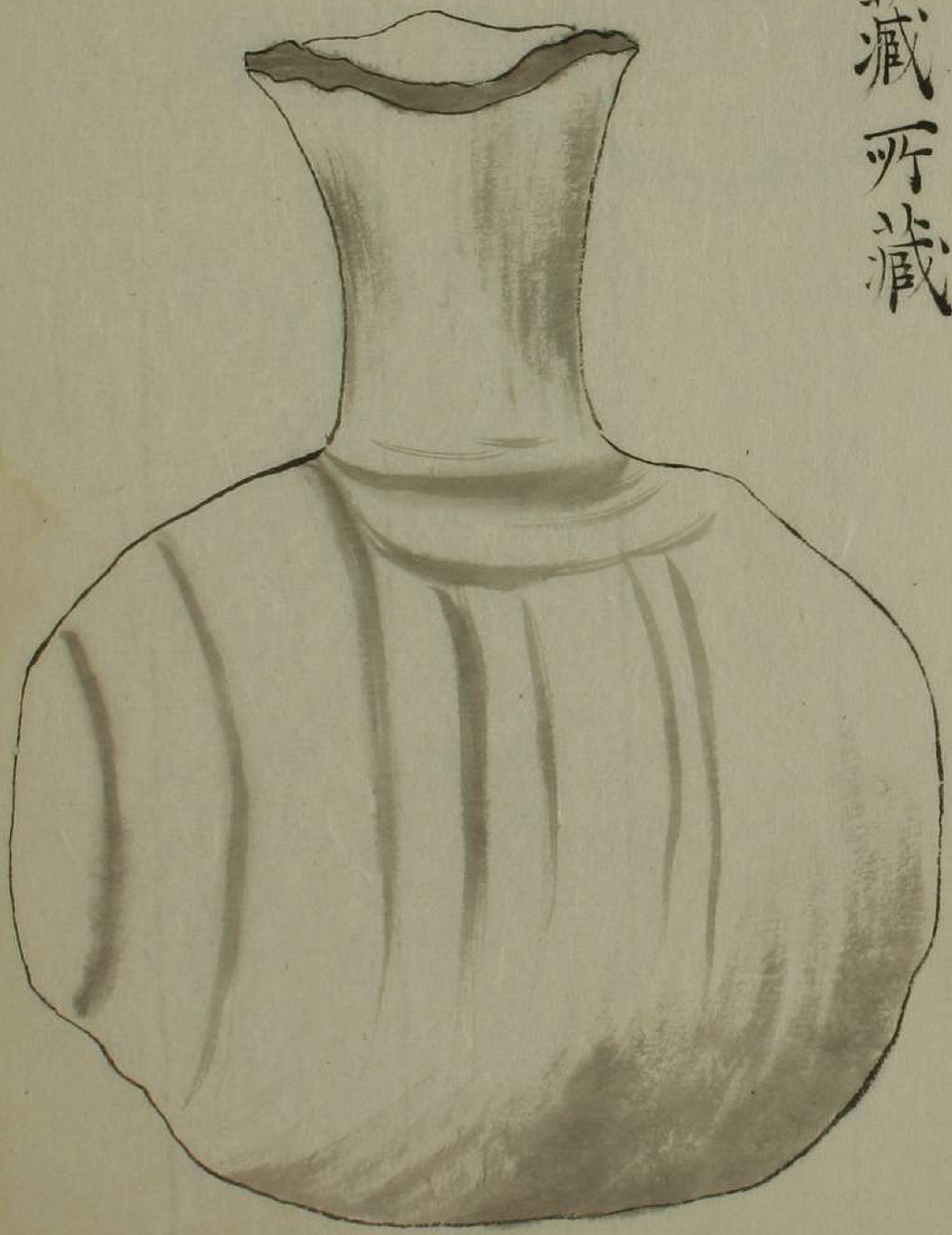

口

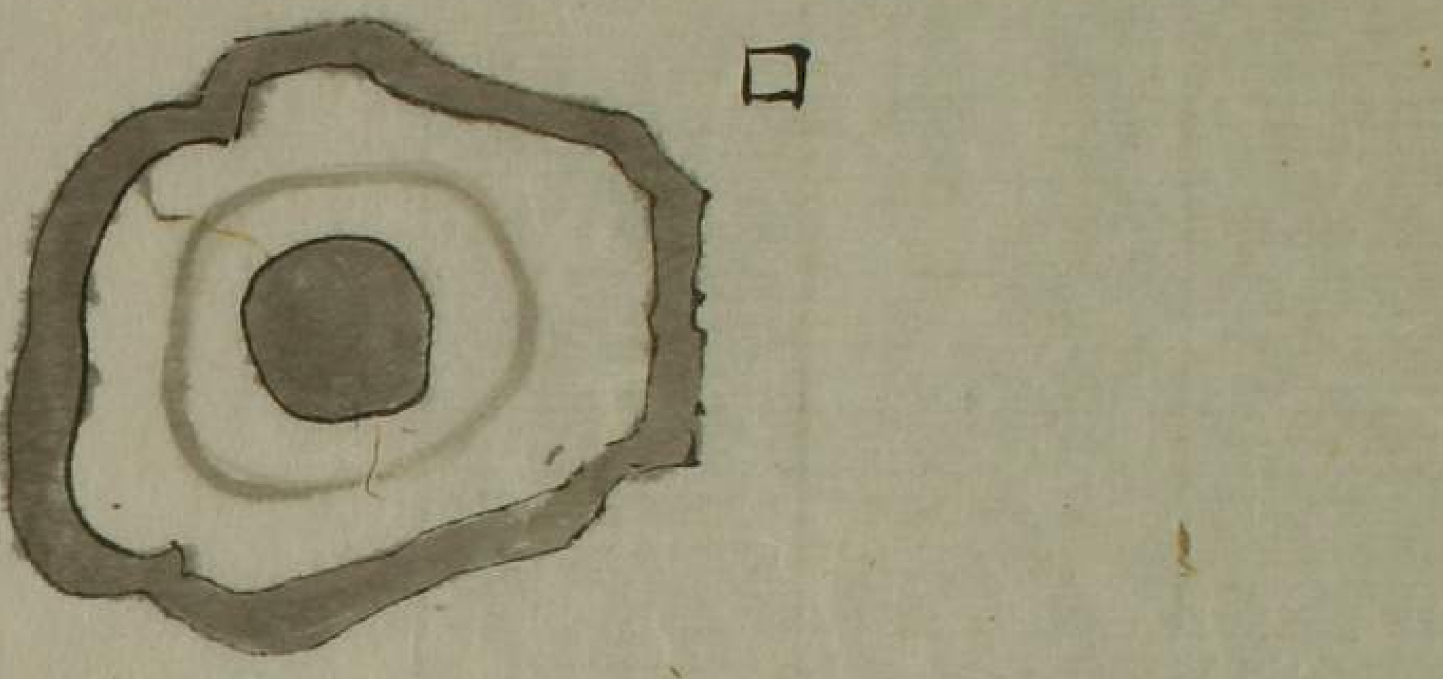

横面

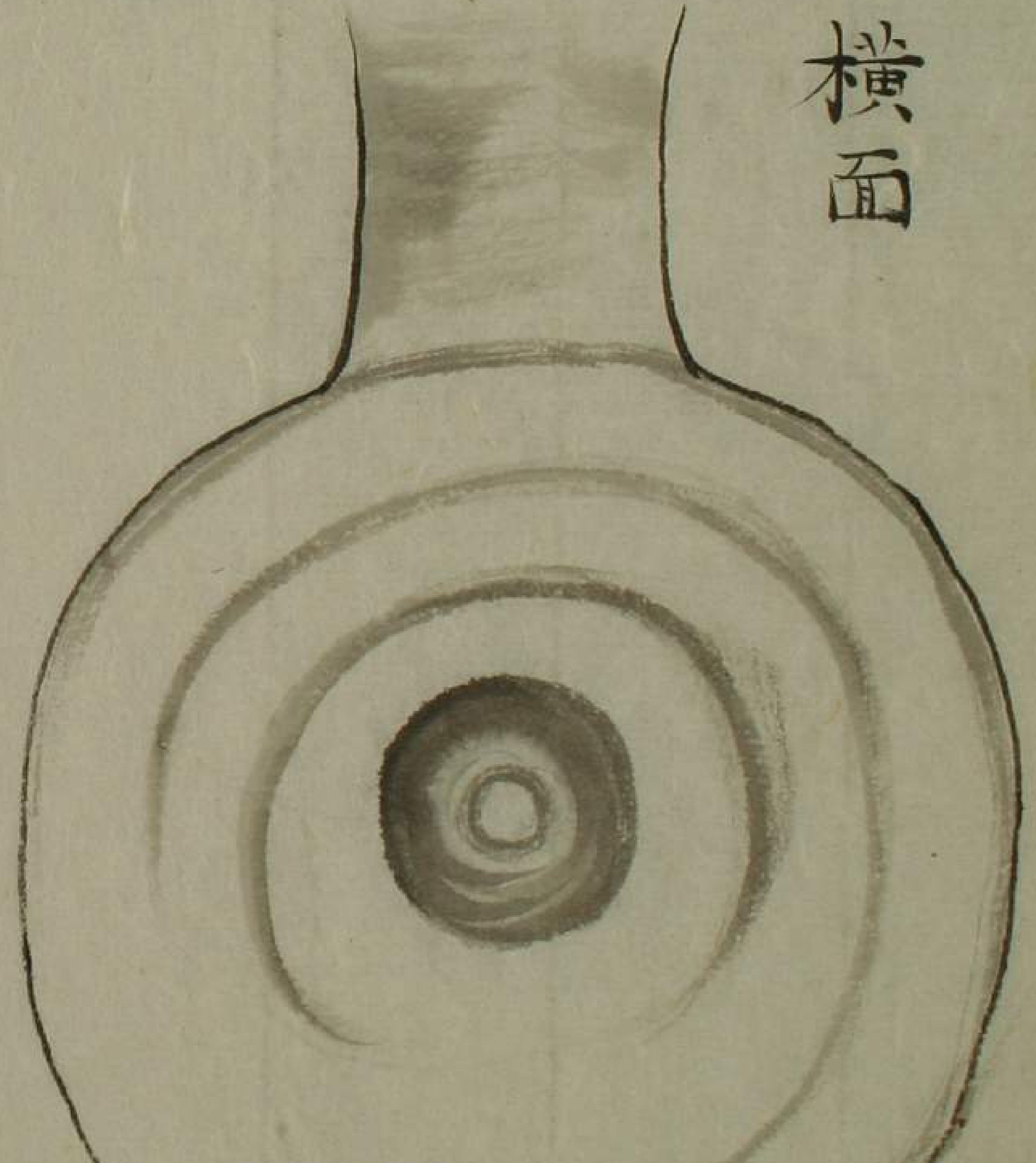

丹波桑田郡國分村國分寺
境地所出

黒茶色

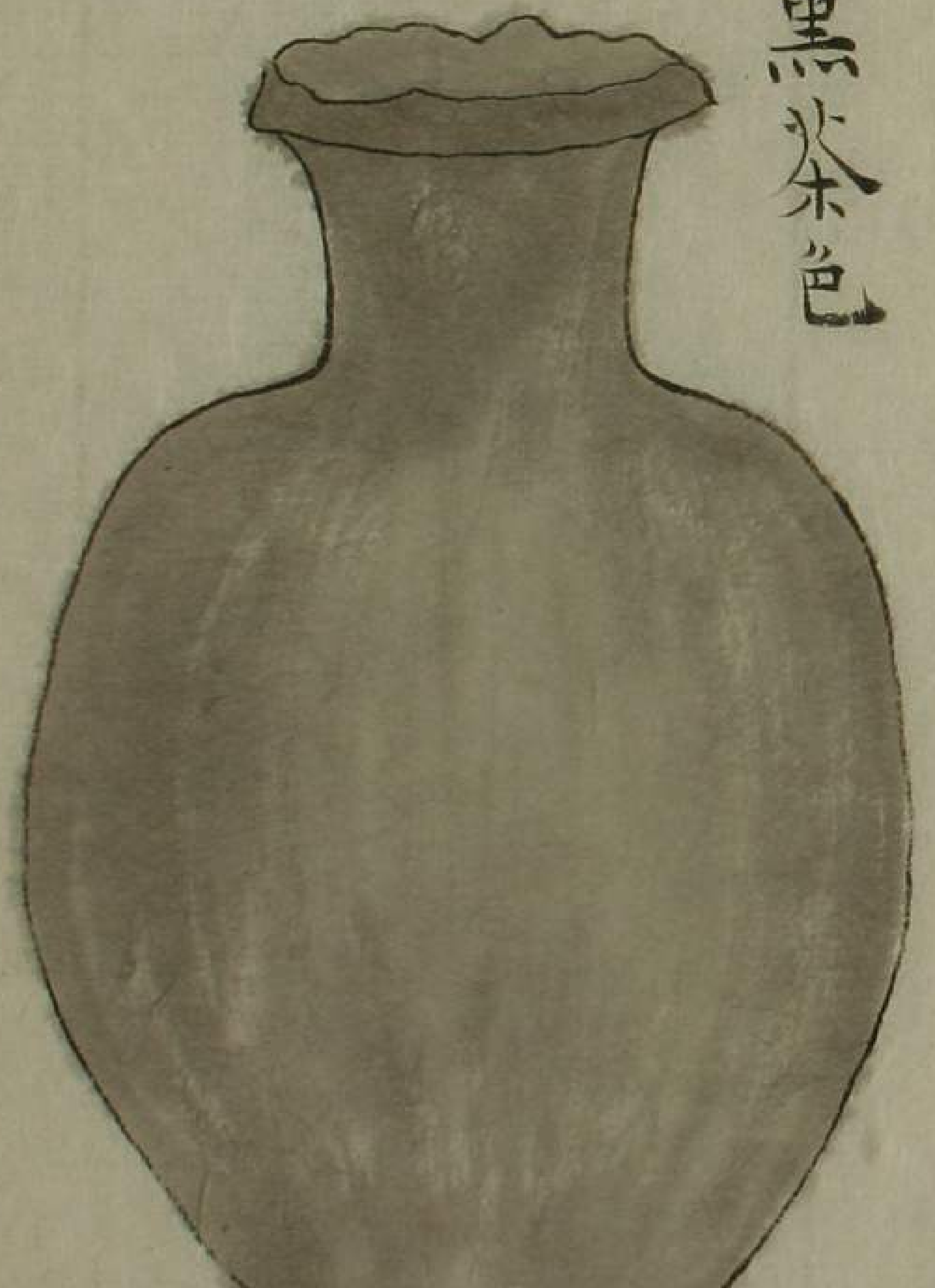

文化十三年
天香山所獲

大奇品

薄灰色

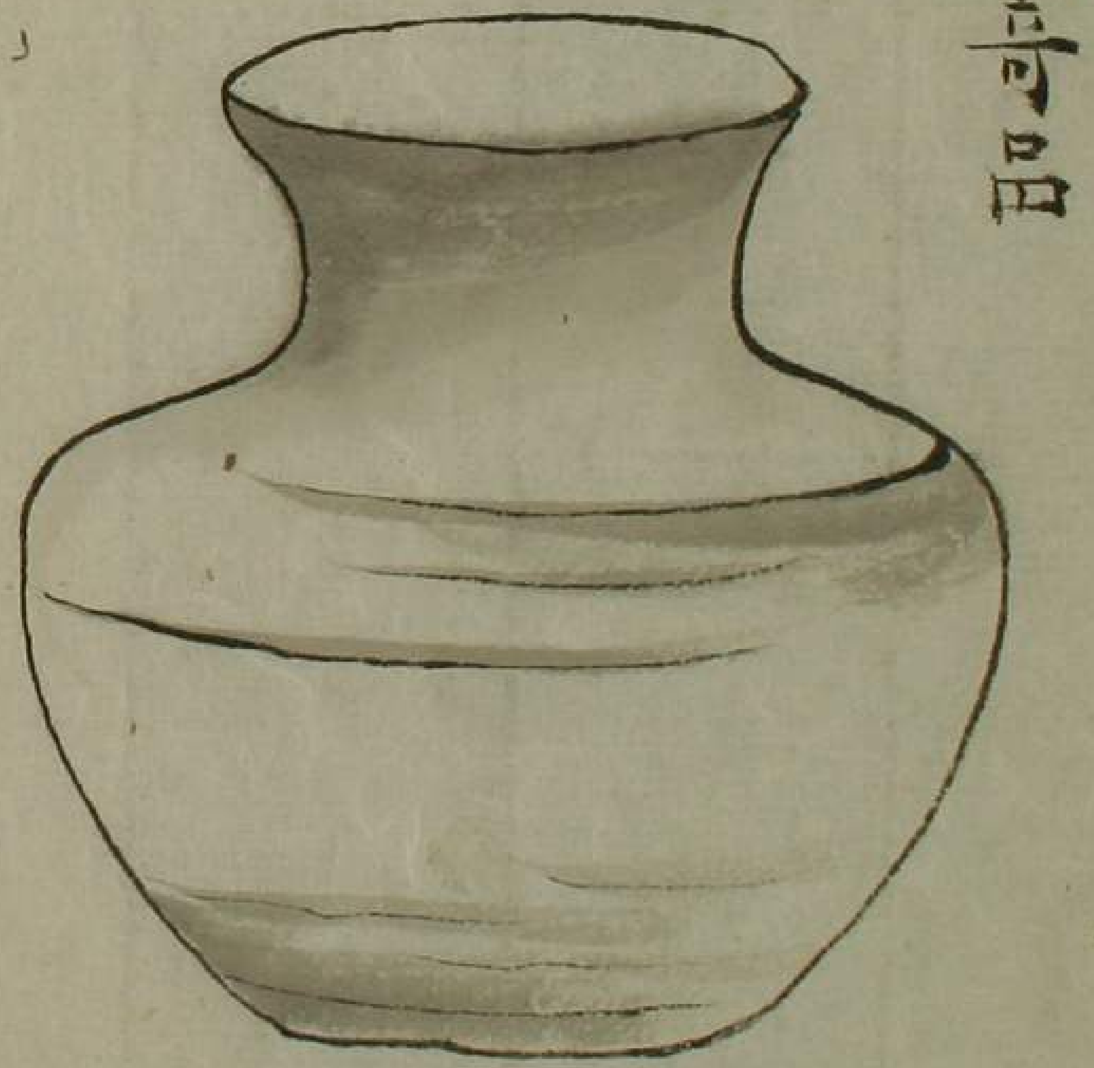

讃州天狗岩
所得

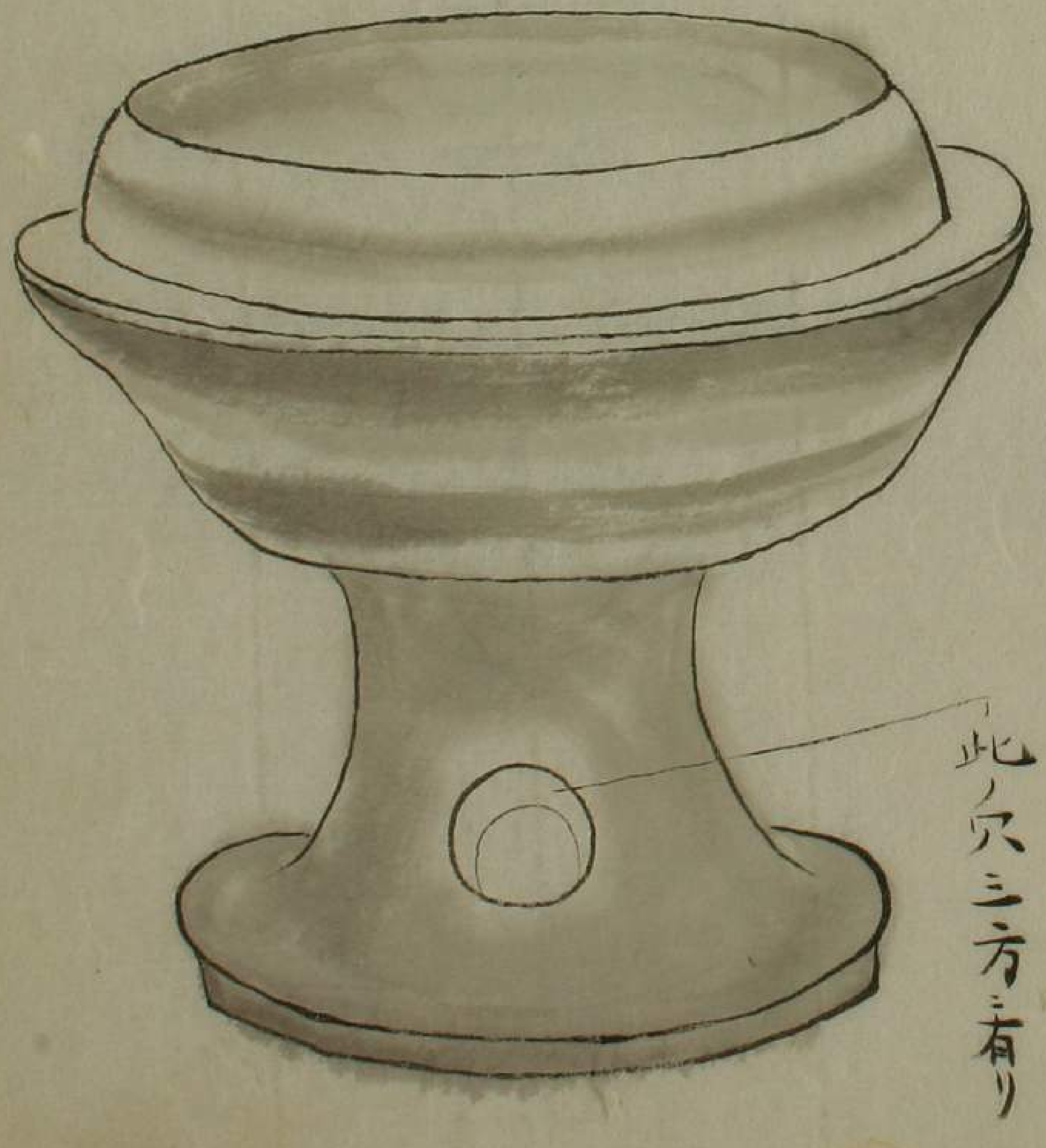

同前蓋

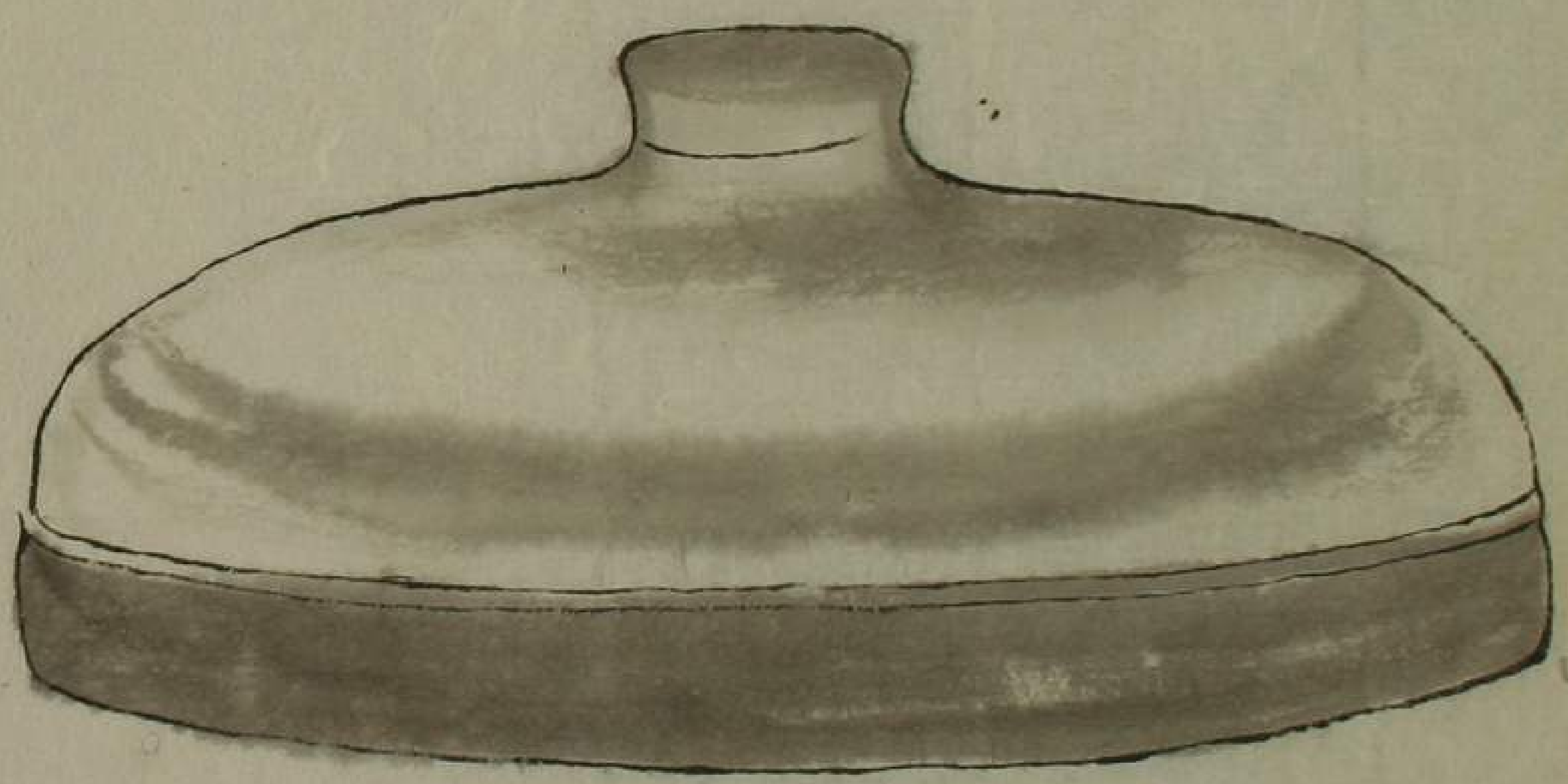

三州鐺小鷹野村土中所獲

黒灰色

口

上面

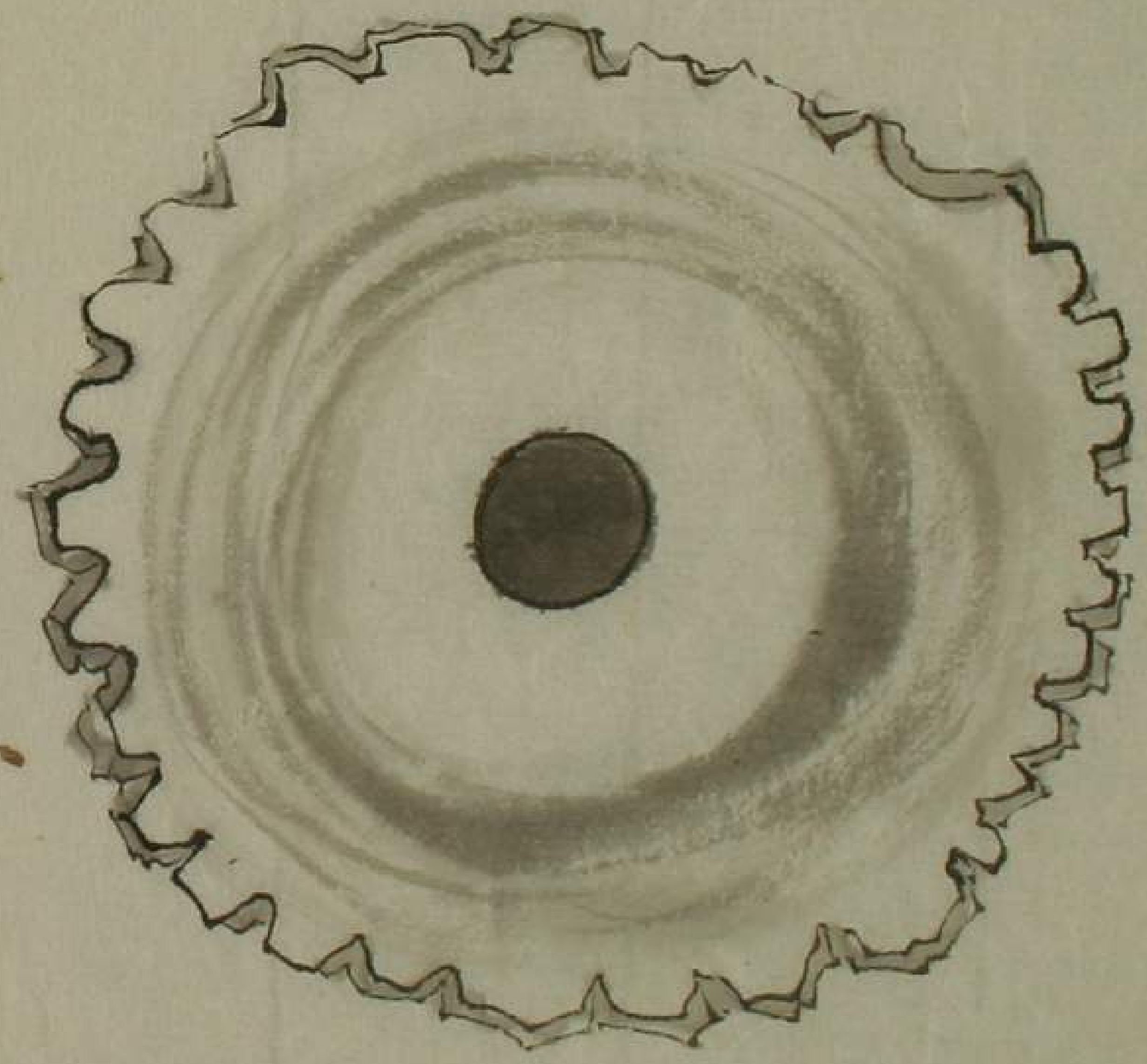

但馬國城崎郡湯嶋温泉下所得
土器數十枚之一

上面

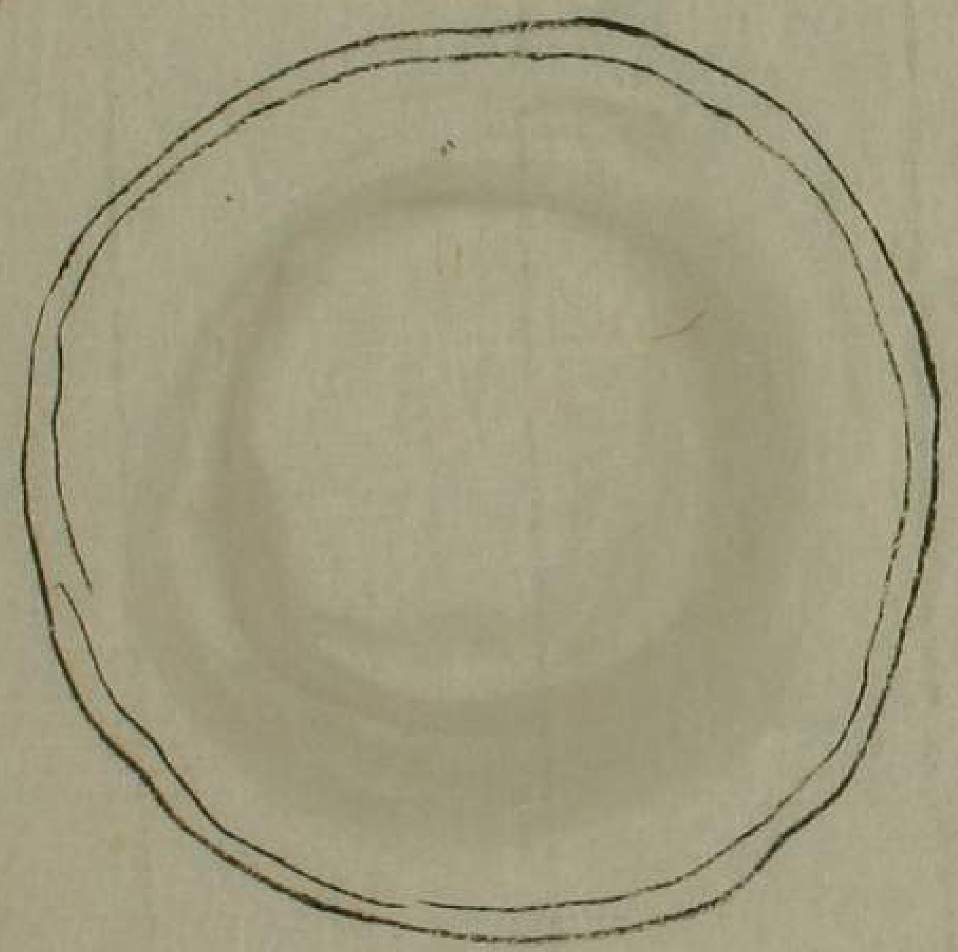

横面

和州安倍文珠土中所獲

表面

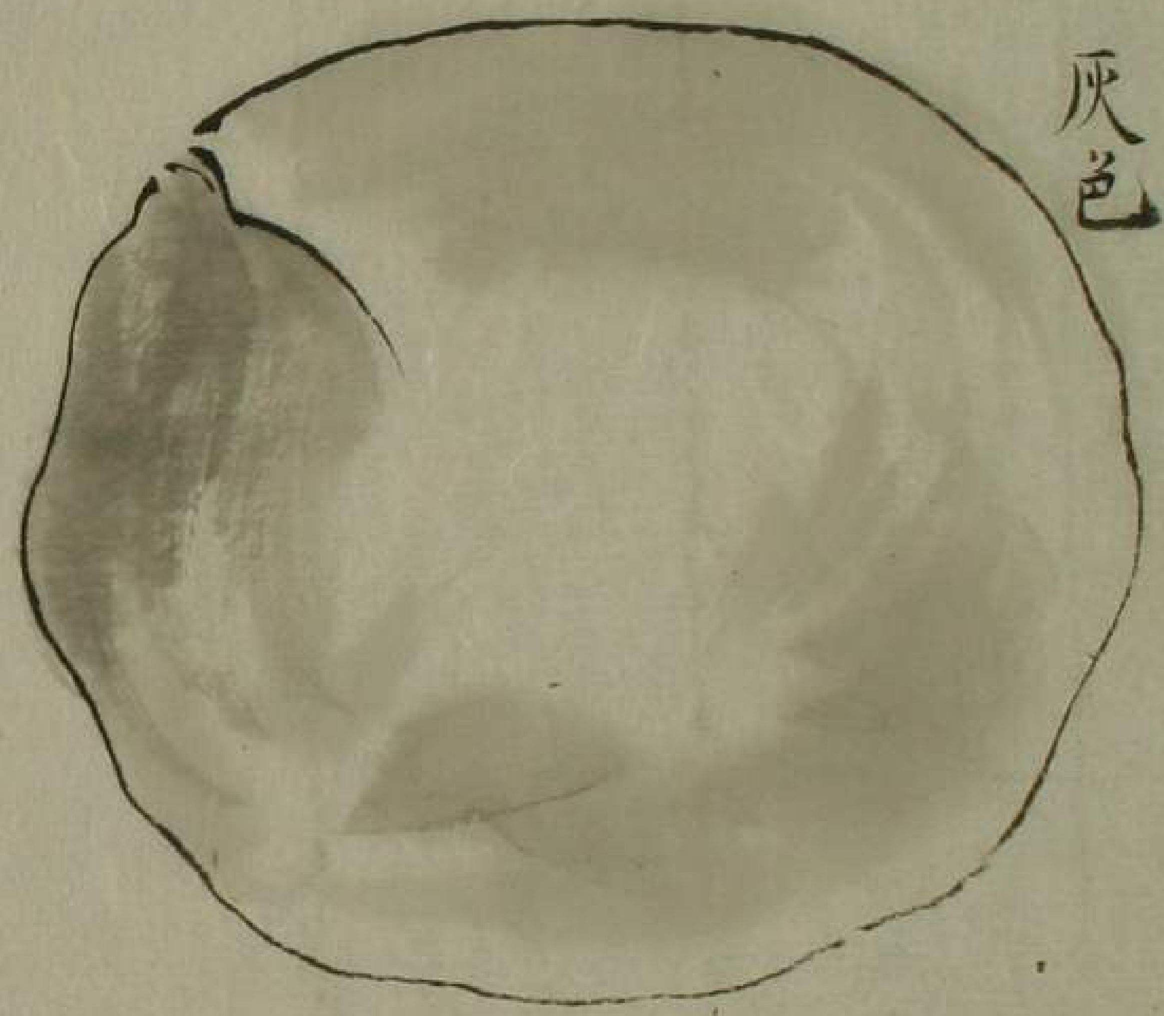

灰色

側面

尾州瀬戸与四郎焼

山皿三重　灰色

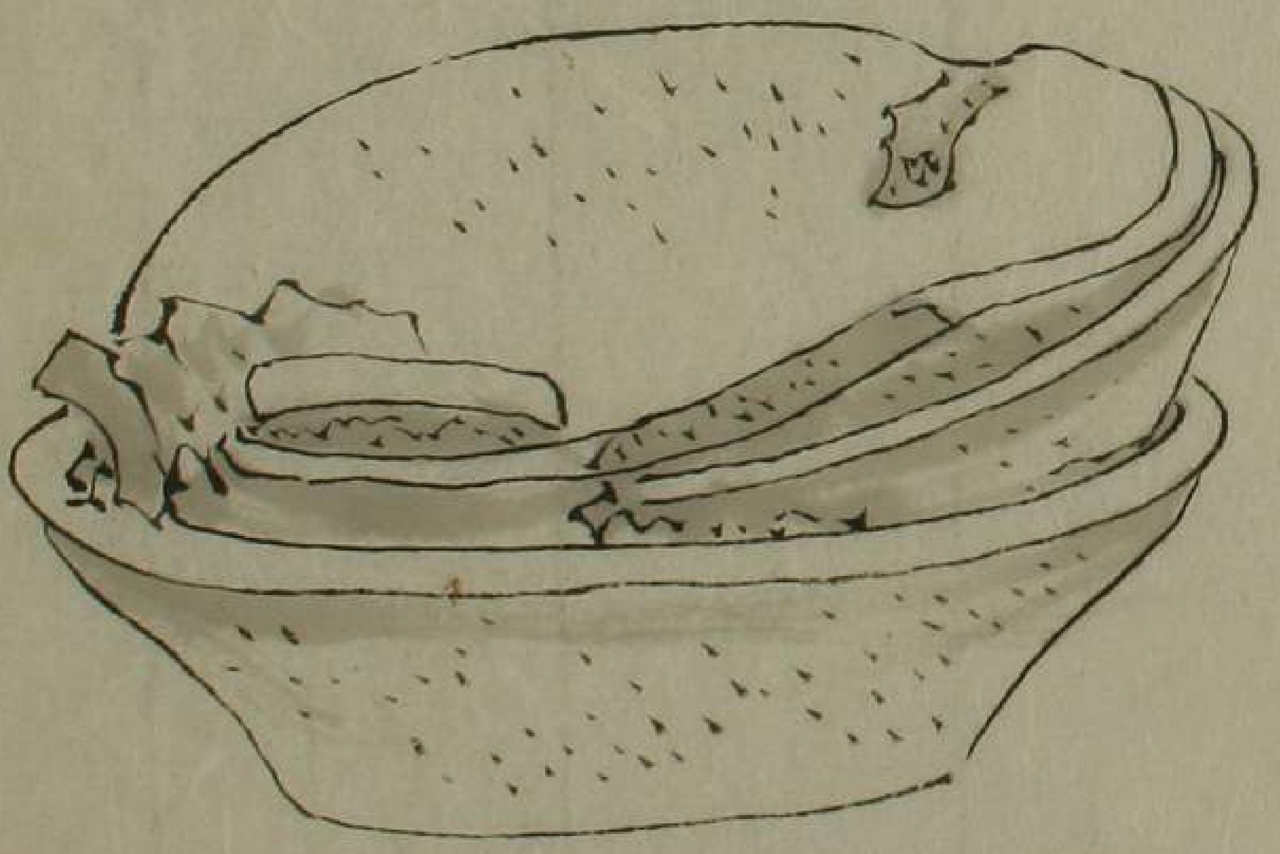

高崎藩山本直輔所蔵

上州ー　ー郡猪ノ川村堀出ス

戊寅四月芝蘭堂ニ贈リ今家蔵トナル

津軽弘前三上隆圭ヨリ枝来ノ亀図壺図　文政庚辰春

上毛關氏藏古器圖

贊

按關氏ハ上列關求馬ノ父ナルヘシコレ等古器目録求馬ヨリ示セシヿアリタリ

驛路鈴

佐位郡茂呂郵ヨリ出褐銅ニテカナ色圖ノ如シ

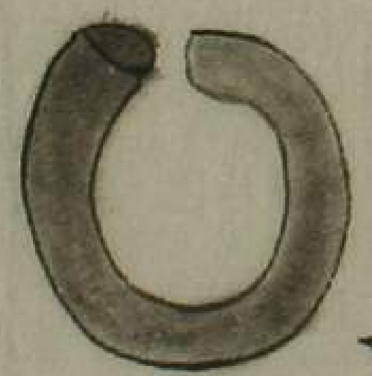

耳金

同郵古墳ヨリ出鏒金ニ

赤城山中櫃石ヨリ出ル日本武尊時祭器

古都保

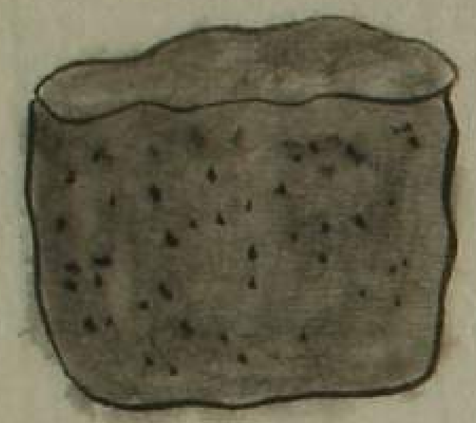

瓦都保

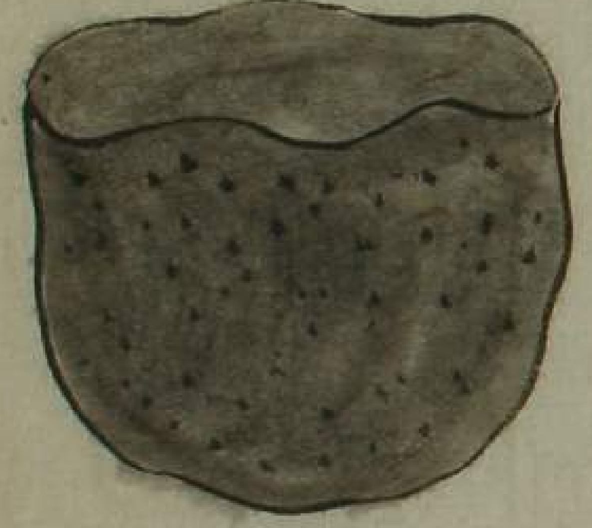

毘羅賀

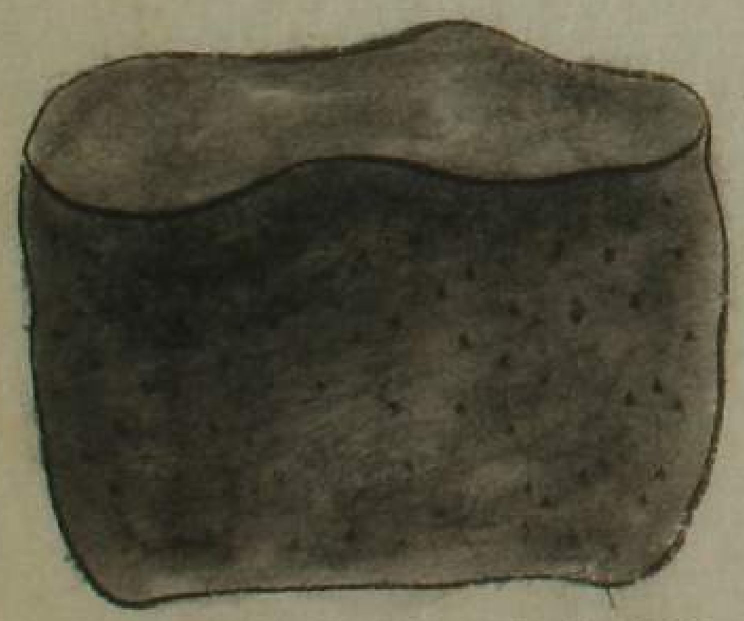

何レモタクヂリト号ス指ニテクヂリタルアトアリ土色ニシテ素焼ツボノ如シ

平瓮前面之圖

背面口ノ下ニ□如此ノ穴アリ

茂呂郷古墳ヨリ出ル
齊瓶前面之圖

背面同断但
紋ナシ中ホド
ヒヾレアリ

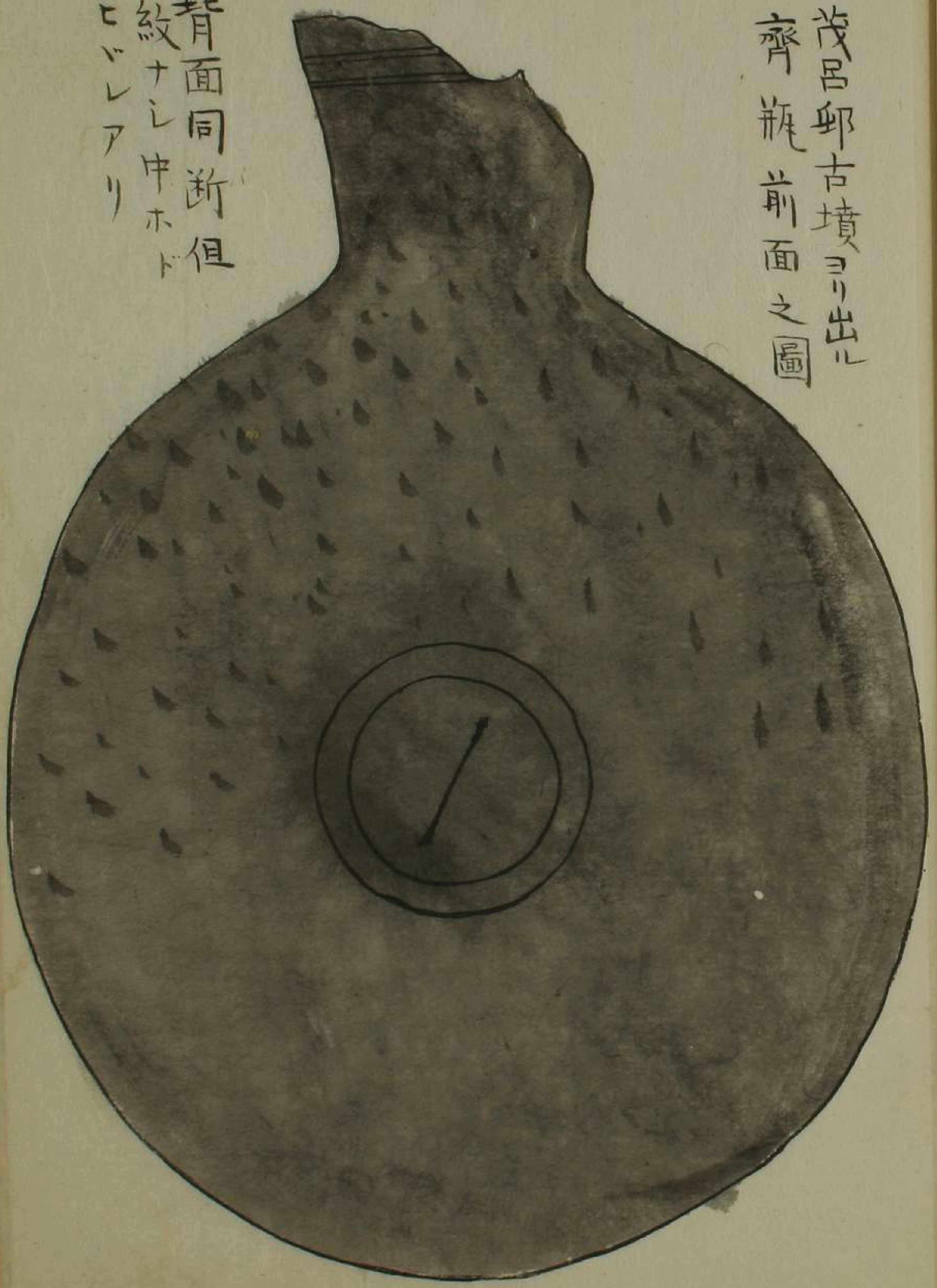

茂呂邨古墳ヨリ出ル

日向玉
色青緑
些有圭角

和州天香聲山孝照天皇ノ陵ヨリ出ル

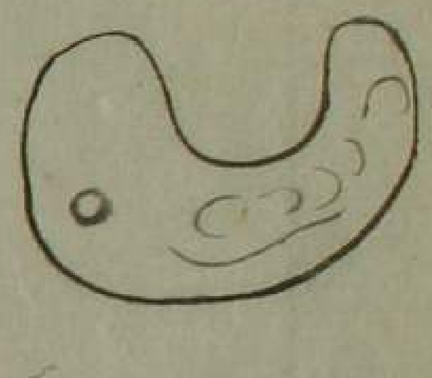

勾玉
ウルミ色ニテ光リ透通ル

○上毛那波上ノ宮ヨリ出ルモノ及
佐位郡安堀邨ヨリ出ルモノ何レモ
大同小異

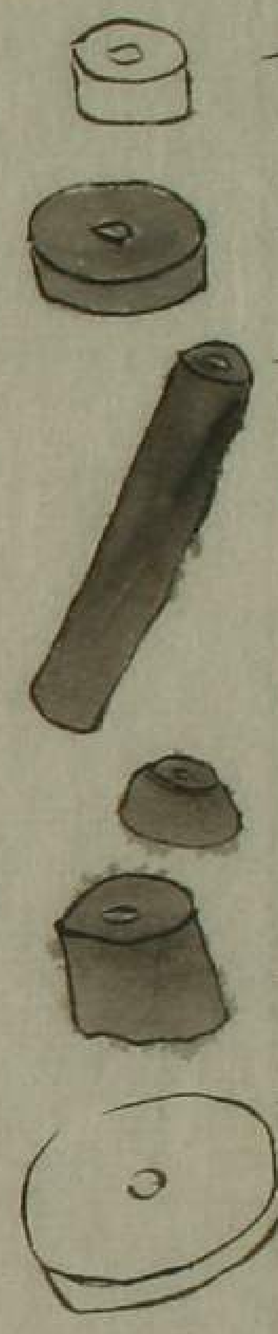

垂丸管諸所ニ出ルモノ青黄白黒各大同小異ニメ長短不宥

奥帯

臼石

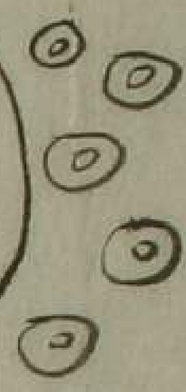

径二寸

那波郡
和田ヨリ
出ル
磁器
下同

口径一寸六分許

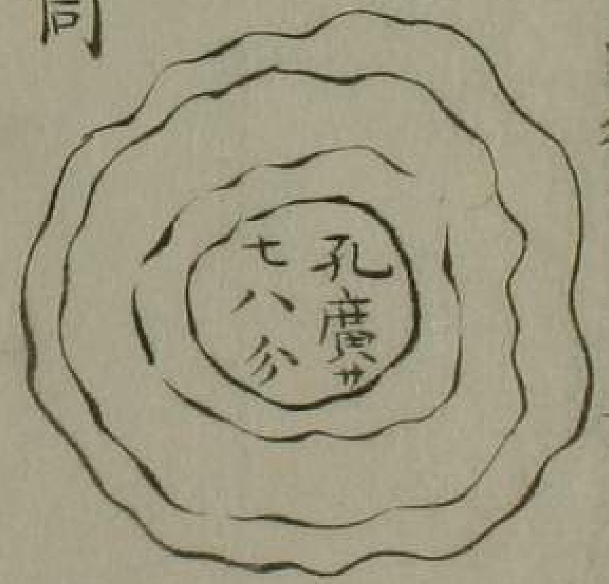

安堀邨ヨリ出ル平賀

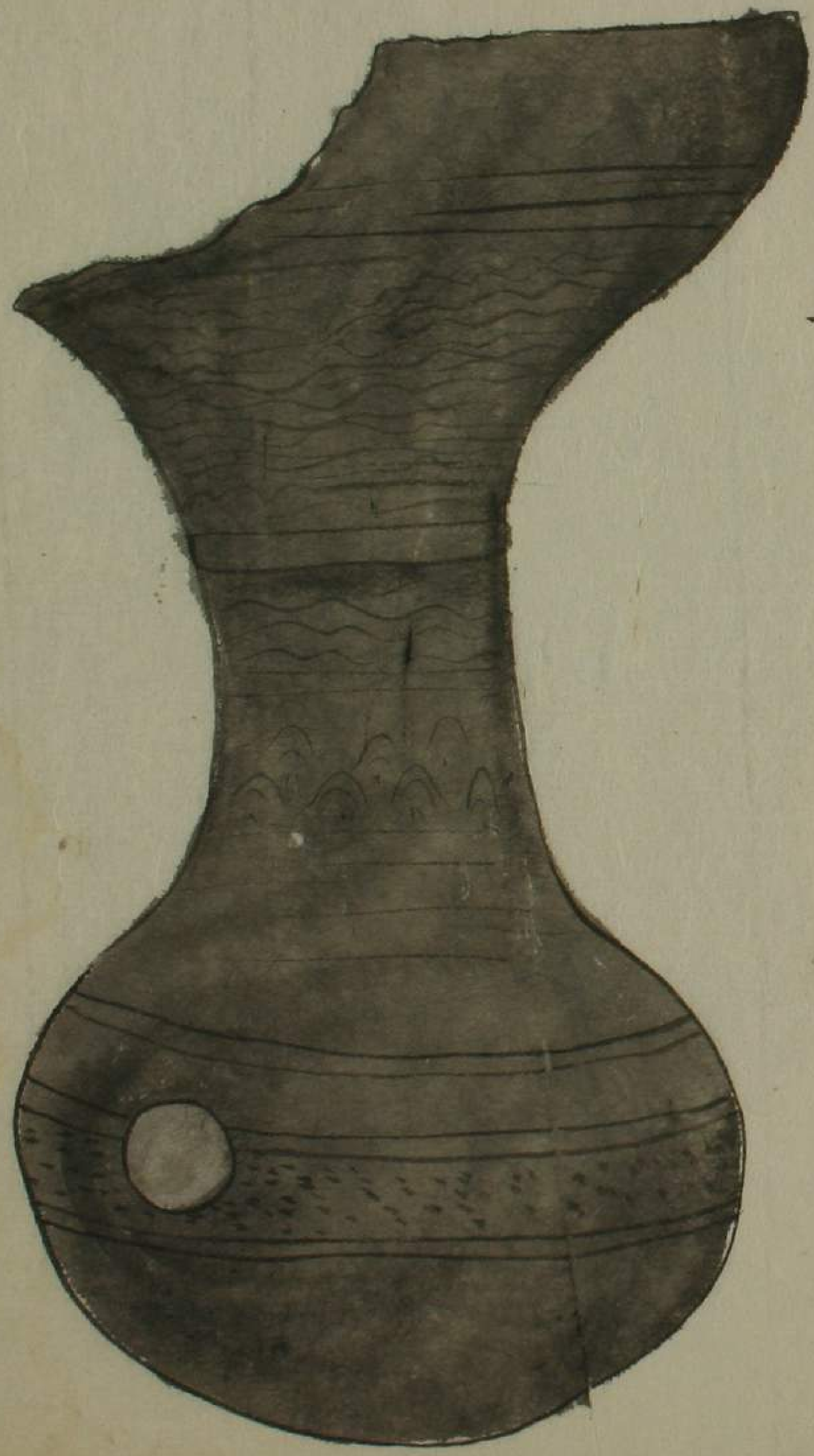

厩橋天川雙児山ヨリ出ル磁盒

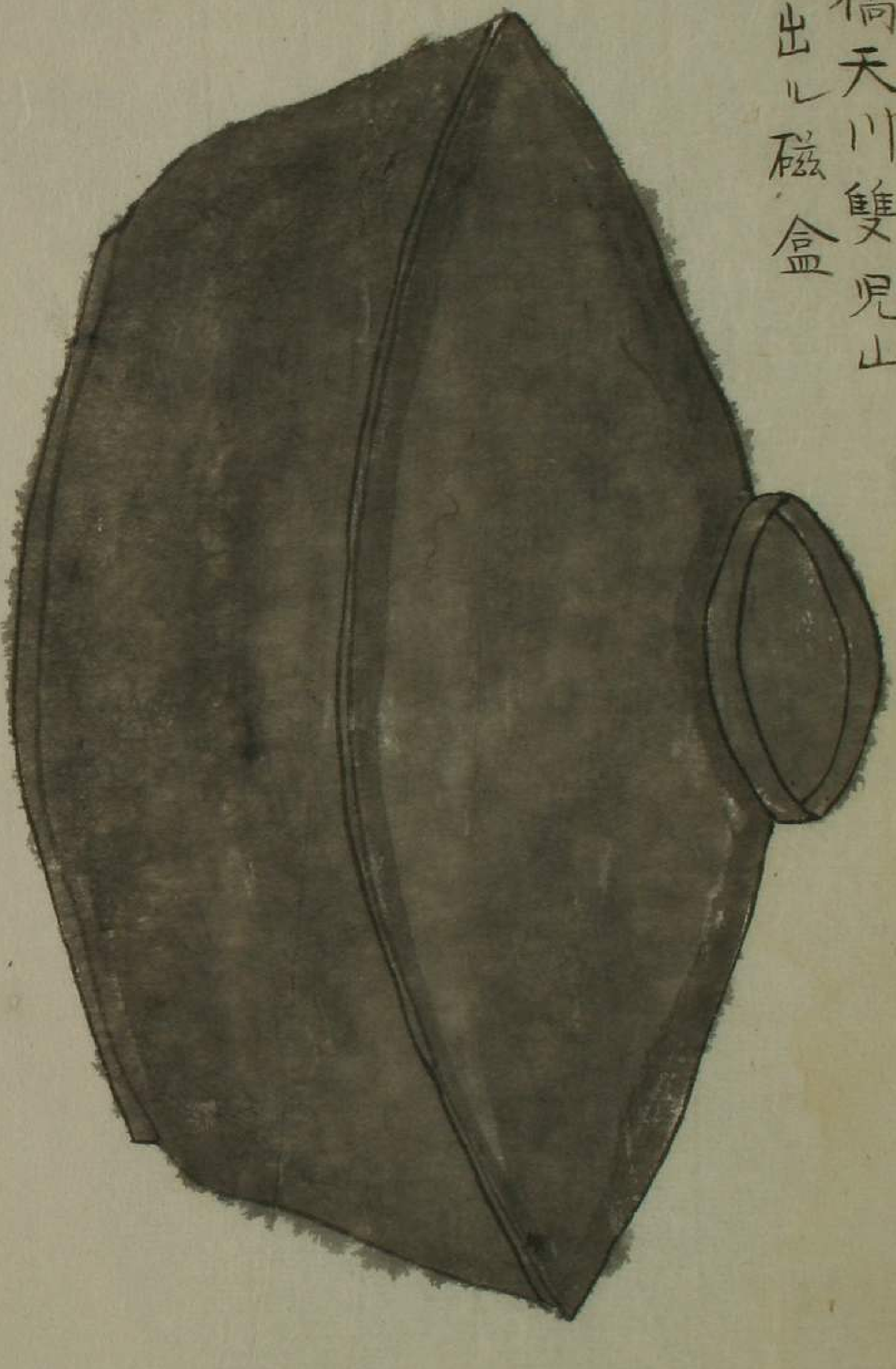

前橋天川雙児山ヨリ出ル平賀

那波郡和田ヨリ出ル
勾玉壷

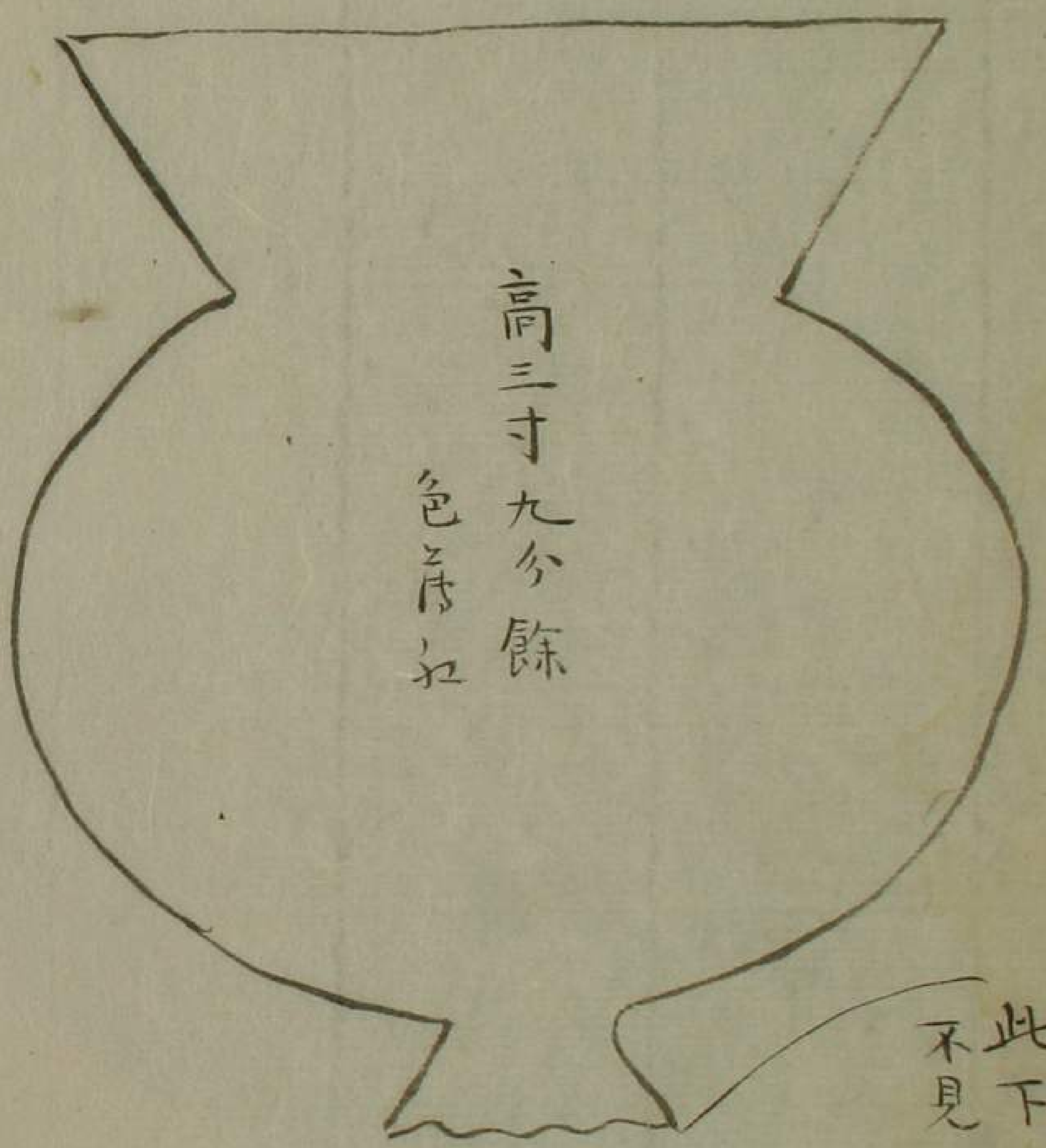

此下鉄壊而
不見全形

出信州佐久郡横根邑古墳

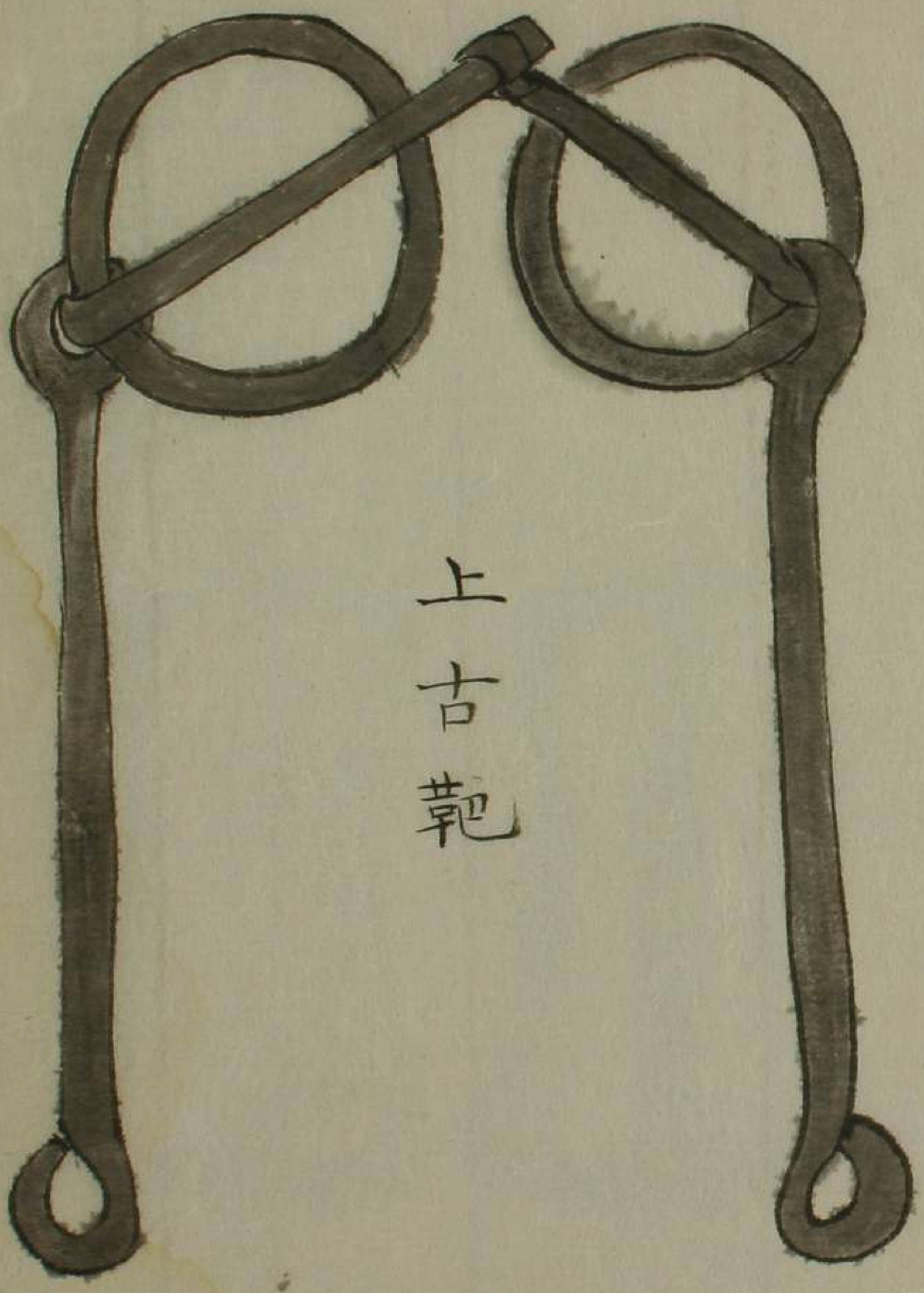

上古鞄

同上
古代踏鐙之金物

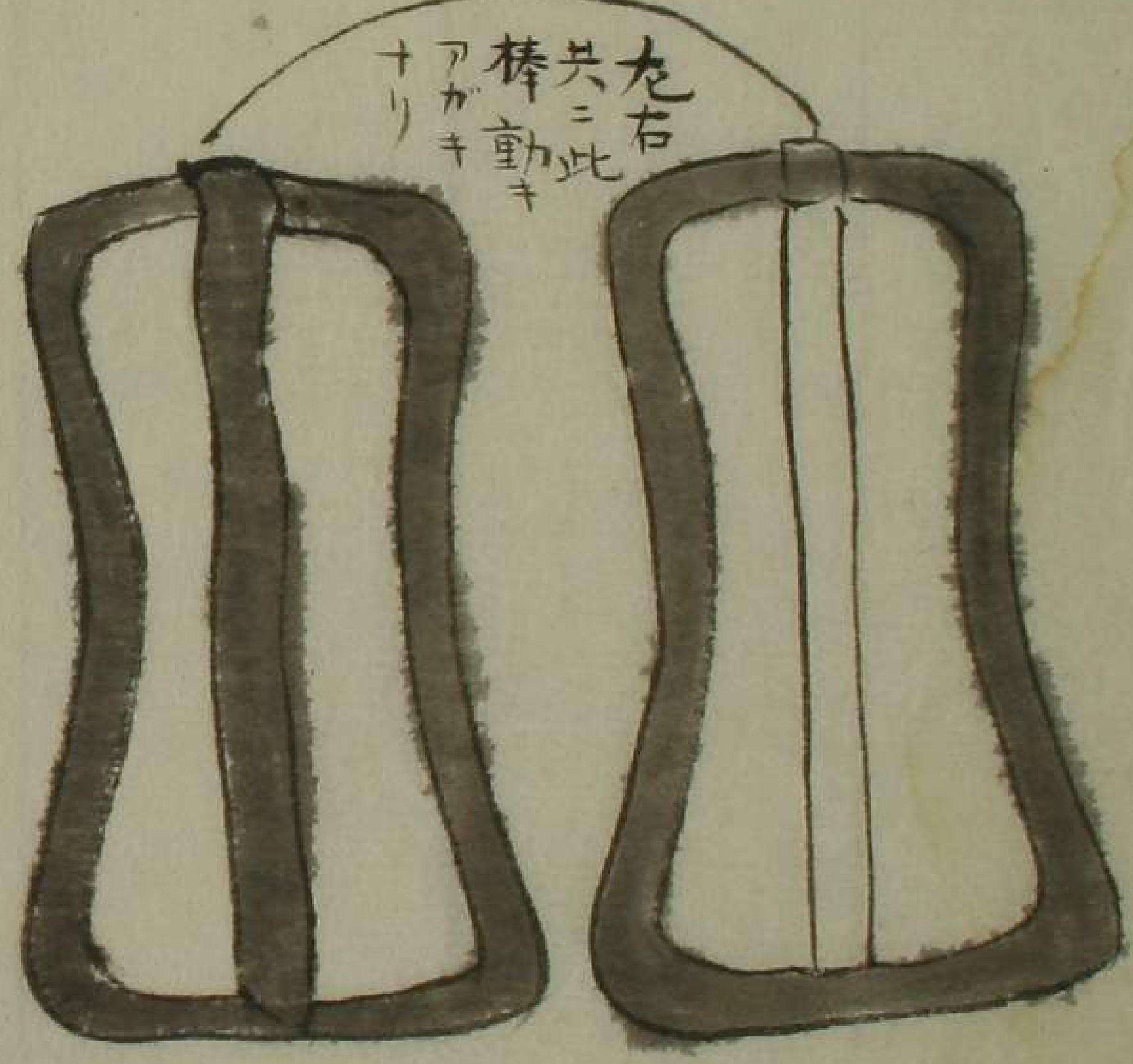

佐位郡淵名邑雙児山ヨリ出ル矢ノ刀劔装具圖ノ如シ

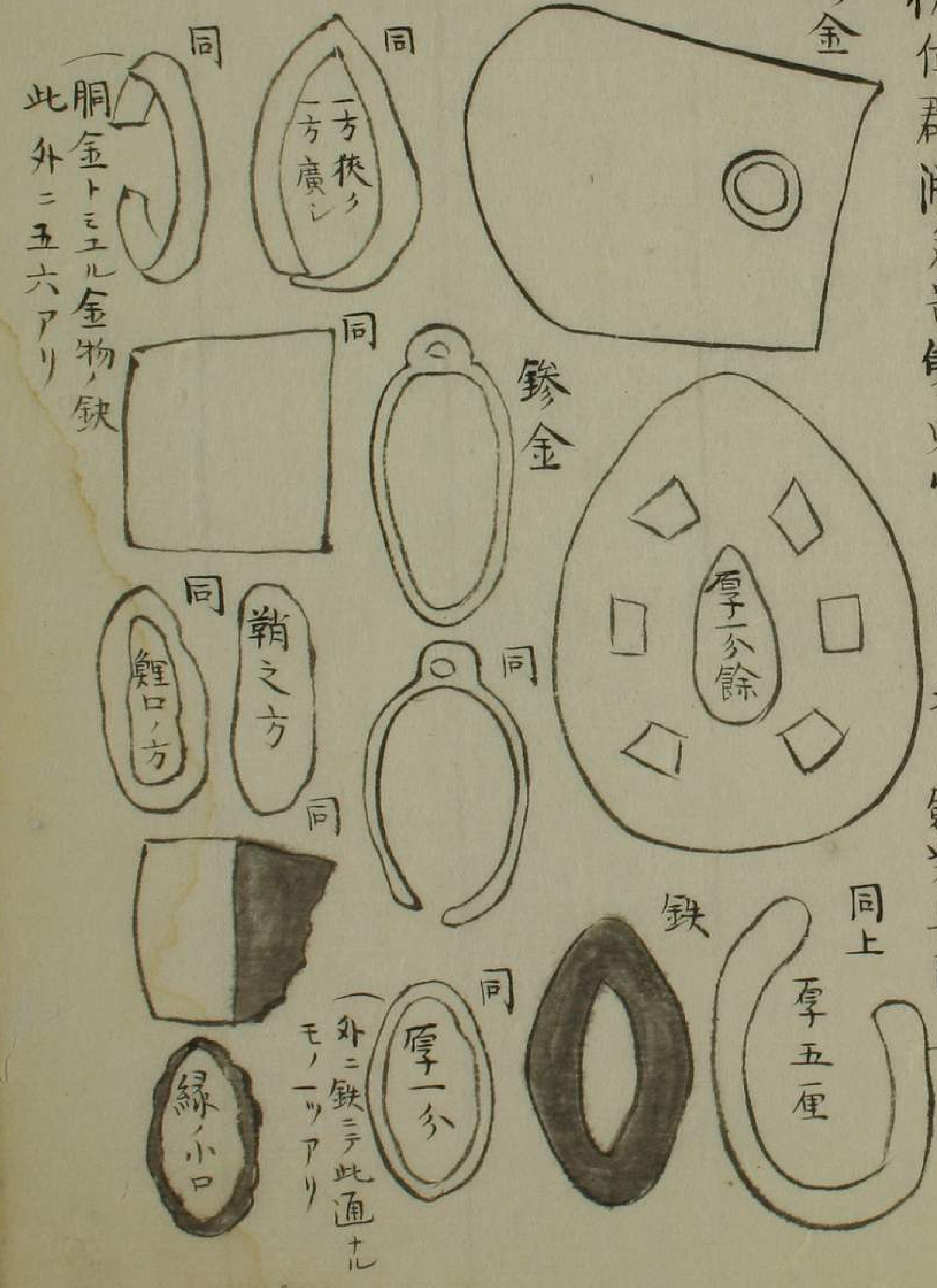

右剣装具以愚意合圖
如左古制聊以可徴

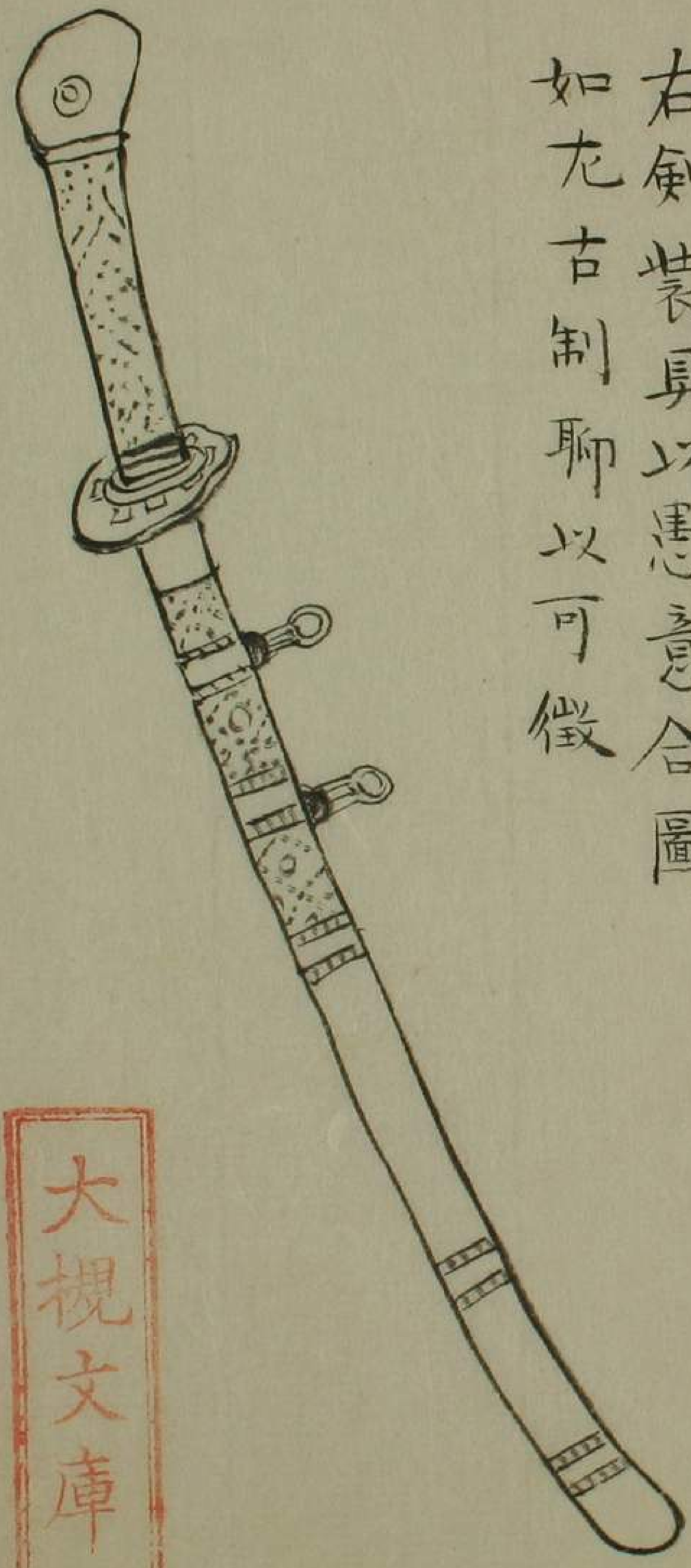

大槻文庫

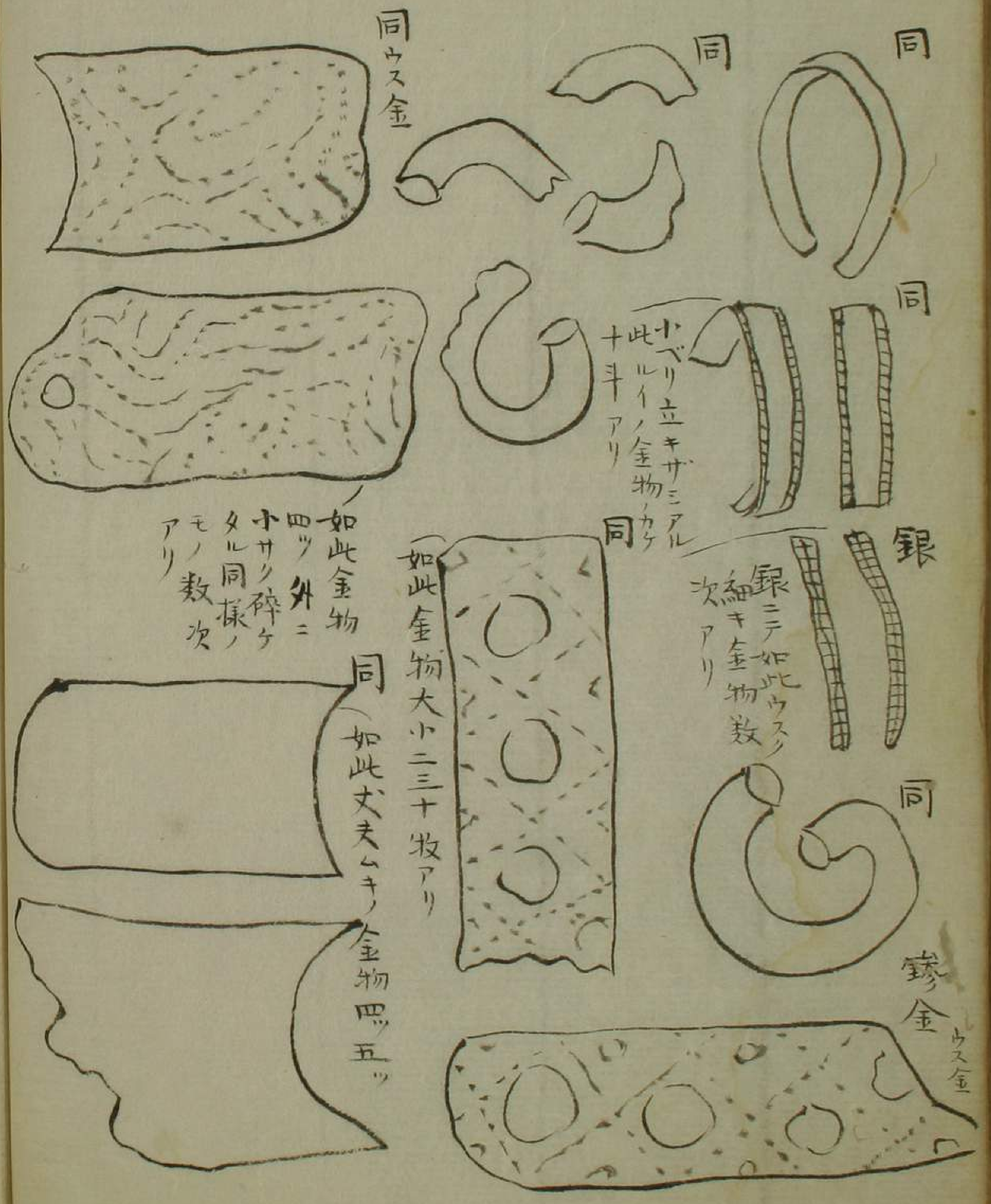

大槻文彦藏